

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第69期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 野口 貴博
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 野口 貴博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	66,394	64,959	63,013	63,566	59,076
経常利益又は経常損失 (百万円) ()	2,002	1,517	153	1,015	2,068
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,161	208	219	829	1,170
包括利益 (百万円)	1,445	58	1,522	2,111	4,927
純資産額 (百万円)	40,991	40,850	38,976	36,497	41,129
総資産額 (百万円)	89,528	86,372	83,884	80,688	91,142
1株当たり純資産額 (円)	4,291.28	4,254.20	4,066.79	3,821.37	4,295.92
1株当たり当期純利益 (円)	124.50	22.37	23.56	88.85	125.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	22.31	23.56	-	125.45
自己資本比率 (%)	44.7	46.0	45.2	44.2	44.0
自己資本利益率 (%)	2.9	0.5	0.6	2.3	3.1
株価収益率 (倍)	11.53	64.20	44.18	11.54	10.13
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,776	2,866	1,834	4,044	4,088
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,795	3,045	2,409	303	5,270
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,310	1,881	1,359	740	2,835
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,632	5,537	3,568	6,583	8,337
従業員数 (名)	2,759	2,661	2,512	2,463	2,488

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 第65期及び第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第67期の期首から適用しており、第66期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	56,542	54,204	52,797	53,748	47,939
経常利益 (百万円)	1,722	1,421	687	1,025	1,158
当期純利益 (百万円)	855	815	570	339	639
資本金 (百万円)	7,324	7,324	7,324	7,324	7,324
発行済株式総数 (株)	49,209,846	9,841,969	9,841,969	9,841,969	9,841,969
純資産額 (百万円)	34,082	34,743	34,450	34,334	35,093
総資産額 (百万円)	69,424	67,849	67,052	66,733	68,495
1株当たり純資産額 (円)	3,636.02	3,705.69	3,674.66	3,662.78	3,745.21
1株当たり配当額 (円)	7.50	22.50	37.50	37.50	24.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(3.75)	(3.75)	(18.75)	(18.75)	(12.00)
1株当たり当期純利益 (円)	91.72	87.41	61.11	36.41	68.49
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	87.18	61.09	-	68.47
自己資本比率 (%)	48.9	51.0	51.1	51.2	51.0
自己資本利益率 (%)	2.6	2.4	1.7	1.0	1.8
株価収益率 (倍)	15.65	16.43	17.04	28.15	18.56
配当性向 (%)	40.9	42.9	61.4	103.0	35.0
従業員数 (名)	1,373	1,322	1,324	1,296	1,270
株主総利回り (%)	117.8	120.9	92.3	94.0	115.6
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	320	2,027 (366)	1,567	1,291	1,337
最低株価 (円)	216	1,359 (270)	931	754	955

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 第65期及び第68期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第67期の期首から適用しており、第66期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものです。

5. 当社は2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っています。第66期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に株式併合前の期間における最高株価及び最低株価を記載しています。

2【沿革】

当社（1950年8月8日設立、1974年4月1日商号を岩根林業株式会社より株式会社住建産業に変更、さらに2002年10月商号を株式会社ウッドワンに変更）は、1974年4月1日株式額面を50円に変更することを目的として旧株式会社住建産業等5社を吸収合併しましたが、当社は休眠会社であったため、企業の実態は被合併会社である旧株式会社住建産業等5社が合併後もそのまま存続しているのと同様の状況にあります。従って、以下の記載については特に指摘のない限り実質の存続会社である旧株式会社住建産業等5社に関して記載しています。

年月	摘要
1935年5月	元取締役会長中本勇が広島県廿日市市（当時 佐伯郡吉和村）に個人による木材業を開始
1952年4月	元取締役会長中本勇が发起人となり資本金700千円で有限会社中本林業を設立、代表取締役社長に就任
1956年10月	本社及び工場を広島県廿日市市串戸一丁目3番6号に移転
1957年5月	床板（フローリング・ボード）工場を新設し内地ブナ材によるフローリングの生産開始
1967年7月	合板工場を新設し、わが国初の4m超大型合板プラントによる長尺合板縁甲板（フロング）の製造販売を開始
1969年3月	株式会社中本林業より、株式会社住建産業（旧）に商号を変更
1973年9月	株式会社住建産業（旧）が豊橋工場を新設し、米材による製材品の生産開始
1974年4月	株式額面を500円から50円に変更することを目的とし、休眠会社であった岩根林業株式会社に株式会社住建産業（旧）、株式会社住建合板、中本木材工業株式会社、株式会社住建防腐、東和商事株式会社を吸収合併し、同時に商号を株式会社住建産業と変更し再発足
1974年11月	蒲郡工場にてLVLによる造作材の生産を開始
1978年12月	大阪証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式上場
1979年11月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
1980年10月	本社にて造作材工場を新設し、LVL（平行積層合板）による階段等の造作材生産開始 豊橋にて集成材工場を新設し、階段等の造作材生産開始
1984年8月	本社にて洋風造作材工場を新設し、生産開始
1985年9月	本社地区に配送センター用倉庫新設、株式会社北海道住建、株式会社中国住建を設立
1987年9月	東京、大阪両証券取引所市場第一部に指定替え
1988年2月	現在所在地に本社屋新築、移転
1988年8月	本社にてドア工場を新設し、生産開始
1990年6月	日商岩井株式会社（現・双日株式会社）とのニュージーランド現地合弁子会社、Juken Nissho Ltd.（現・Juken New Zealand Ltd.）を設立（現・連結子会社）
1991年4月	本社にて収納システム工場を新設し、生産開始
1992年5月	豊橋にてドア工場を新設し、生産開始
1994年4月	豊橋にてプレカット工場を新設し、生産開始
1995年4月	日商岩井株式会社（現・双日株式会社）との中国現地合弁子会社、住建日商（上海）有限公司（住建（上海）有限公司）を設立
1996年10月	茨城県坂東市（当時 岩井市）に関東事業所を新設し、事業開始
1999年12月	フィリピン子会社Juken Sangyo (Phils.) Corp.を設立（現・連結子会社）
2002年10月	株式会社住建産業より、株式会社ウッドワンに商号を変更
2002年12月	中国子会社木隆木業（上海）有限公司（沃達王木業（上海）有限公司）を設立
2003年10月	住建木材工業株式会社、株式会社北海道住建の2社を当社に吸収合併
2004年9月	中国子会社沃達王国際有限公司を設立（現・連結子会社）
2006年10月	I G C 株式会社を設立
2006年12月	I G C 株式会社が、2006年12月27日付公開買付け及び2007年3月1日付株式交換により、住宅設備機器メーカー株式会社ベルテクノの全株式を取得し、株式会社ベルテクノ他12社を完全子会社化
2008年2月	株式会社ベルテクノが新設分割により株式会社ベルキッチン（現・連結子会社）、株式会社ベルキッチンインターナショナル、株式会社ベル染色を設立
2008年4月	I G C 株式会社が保有している株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の全株式をB T ホールディング株式会社へ売却
2009年2月	株式会社ウッドジョイ（現・連結子会社）が、株式会社ジューケン特販を吸収合併
2010年2月	Juken New Zealand Ltd.がニュージーランド子会社Juken NZ Northern Plantations Ltd.を設立

年月	摘要
2011年 7月	株式会社ベルキッチンが、I G C株式会社、株式会社ベルキッチンインターナショナルの2社を吸収合併
同	Woodone US Inc.を清算し、Canyon Creek Cabinet CompanyがBeltecno, Inc.を吸収合併した後、Canyon Creek Cabinet CompanyをSumitomo Forestry Seattle, Inc.へ売却
2012年 9月	株式会社中国住建を当社に吸収合併
2013年 3月	Juken New Zealand Ltd.が、保有しているJuken NZ Northern Plantations Ltd.の全株式をSummit Forest Management of NZ Ltd.へ売却
2013年 7月	株式会社ベルキッチンが、株式会社東海ベルキッチン、株式会社ベルキッチンフランスの2社を吸収合併
2014年 3月	株式会社ベルキッチンが、株式会社ソーキーを吸収合併
2015年 4月	本社にてバイオマス発電所を稼働
2015年10月	中国子会社沃達王（上海）建材有限公司を設立（現・連結子会社）
2016年 1月	株式会社フォレストワンを設立（現・連結子会社）
2016年 3月	インドネシア持分法適用関連会社PT.Woodone Integra Indonesiaに出資
2016年 4月	Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.を清算
2018年 3月	中国子会社沃達王木業（上海）有限公司を清算
同	沃達王國際有限公司が、インドネシア持分法適用関連会社PT.Woodone Integra Indonesiaの行う第三者割当増資を引き受けることにより同社の株式を取得し、子会社化（現・連結子会社）
2019年 3月	沃達王國際有限公司が、保有している住建（上海）有限公司の全持分を上海鑫村投資管理有限公司へ譲渡

3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社10社から構成しており、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。

当社グループの事業内容及び当社と主な関係会社の当該事業に係る位置付けは以下のとおりです。

なお、詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

住宅建材設備事業

床材・造作材などの木質総合建材や厨房機器などの住宅設備機器の製造及び販売、植林を含む山林経営

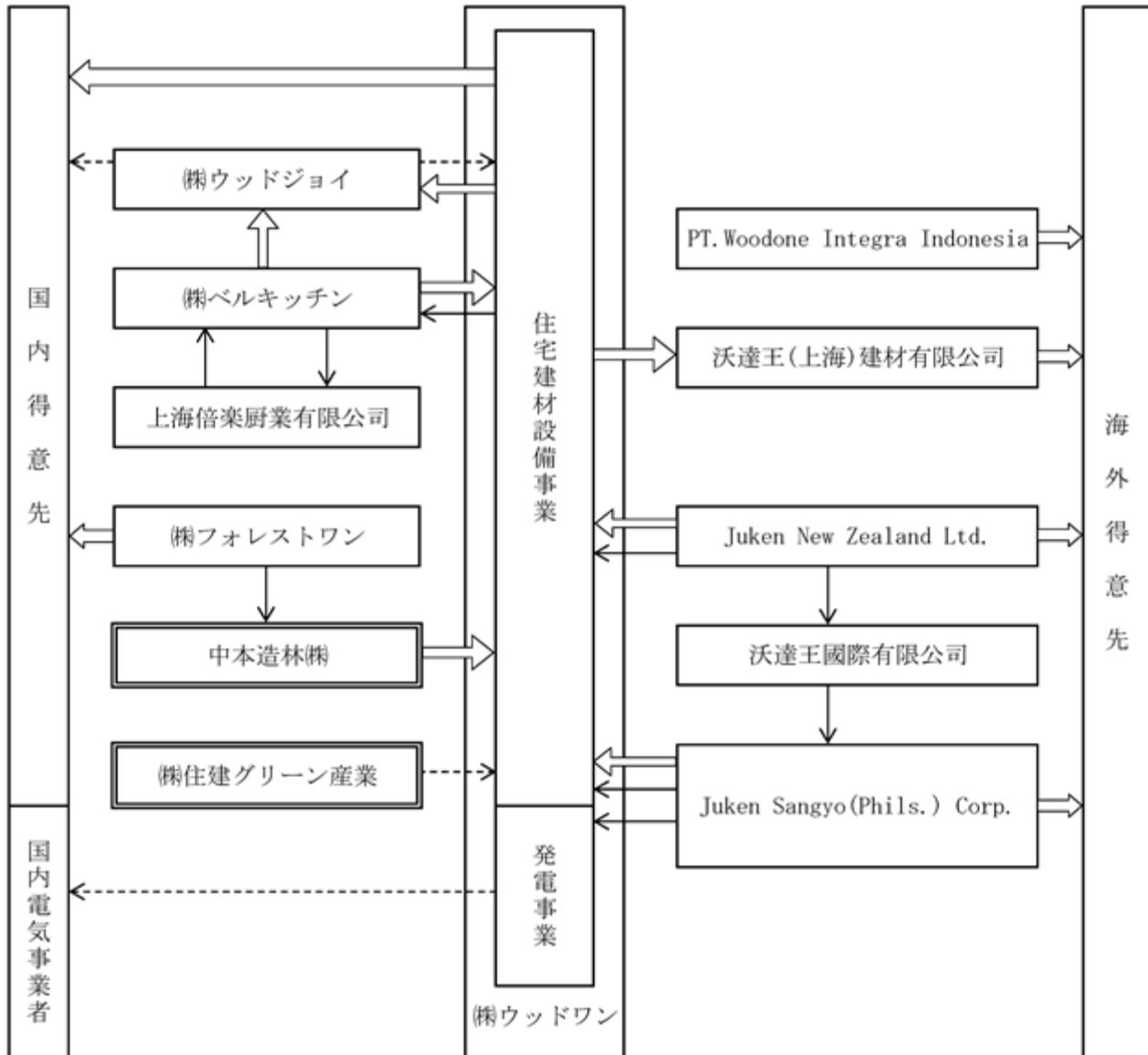
（主な関係会社）当社、Juken New Zealand Ltd.、沃達王國際有限公司、Juken Sangyo (Phils.) Corp.、株式会社ウッドジョイ、PT.Woodone Integra Indonesia、株式会社ベルキッチン及び上海倍楽厨業有限公司

発電事業

間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物などの燃料を用いたバイオマス発電及び売電

（主な関係会社）当社

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Juken New Zealand Ltd. (注)1,2,4	ニュージーランド オークランド市	百万ニュー ジーランドド ル 251	木製品等の基材及び構 造材の製造・販売、 植林を含む山林経営	93.7 (93.7)	当社製品の基材及び構造材の製 造委託 当社より債務保証 役員の兼任 3名
沃達王(上海)建材有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市静安区	百万円 240	木質内装建材の販売	100 (100)	当社製品の販売 役員の兼任 5名 (うち当社従業員1名)
Juken Sangyo(Phils.)Corp. (注)1,2	フィリピン共和国 スービック	百万円 1,488	木製品の製造	100 (100)	当社製品の基材及び構造材の製 造委託 役員の兼任 6名 (うち当社従業員4名)
沃達王國際有限公司 (注)2	中華人民共和国 香港特別行政区	百万香港ドル 637	海外子会社の統括、海 外での資材調達	100	役員の兼任 3名
株式会社ウッドジョイ	広島県 廿日市市	百万円 10	エクステリアの販売及 び施工、内装建材の補 修並びに不動産業	100	当社エクステリア製品の販売及 び補修委託 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
株式会社フォレストワン	広島県 廿日市市	百万円 20	国内産の原木の製材及 び販売	100	役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
株式会社ベルキッチン (注)2	岐阜県 瑞浪市	百万円 10	住宅設備機器の製造、 販売	100	当社製品の住宅設備機器の製造 委託 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
上海倍楽厨業有限公司 (注)1	中華人民共和国 上海市松江出口 加工区	百万米ドル 3	厨房機器部品の製造	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員2名)
PT.Woodone Integra Indonesia (注)1,2	インドネシア共和国 東ジャワ州	百万米ドル 10	木質内装建材の製造及 び販売	75 (75)	当社より債務保証 役員の兼任 5名 (うち当社従業員2名)
その他1社					

(注)1.「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有です。

2. 特定子会社です。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

4. Juken New Zealand Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等	(1) 売上高	15,882百万円
	(2) 経常利益	491百万円
	(3) 当期純利益	223百万円
	(4) 純資産額	20,171百万円
	(5) 総資産額	33,465百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅建材設備事業	2,476
発電事業	12
合計	2,488

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除く就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,270	41.6	18.0	4,486

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅建材設備事業	1,258
発電事業	12
合計	1,270

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループは、“業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する”を経営理念とし、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

(2) 経営戦略等

当社グループでは、これからの厳しい競争時代を勝ち抜くため、着実に業績の伸展を目指し、次のような施策を実践していきます。

森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図ります。

貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図ります。

木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム、非住宅、商環境市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造します。

変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造します。

新たな戦略を全社で迅速に推進する為、国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築します。

認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、企業価値の向上と財務体質の強化を図るための経営指標として自己資本利益率(ROE)の向上を目指し、労働生産性の向上などによる収益性の改善や自己資本比率の維持・向上に取り組んでいます。また、事業の拡大と安定的な収益を獲得するために、グループ全体で連結売上高1,000億円を目指しています。

(4) 経営環境

当社グループの経営環境は、構造的な人口減少問題等により市場が縮小していく「量の面での変化」とともに、住宅の高性能化や住宅環境まで視野に入れた「質の面での変化」が同時に起こっており、当社グループがこれからの時代を生き抜き成長するためには、住まい手にとって魅力のある商品や提案を強化するとともに、リフォームや非住宅施設などの新しい市場を開拓していかなければなりません。また、住宅業界における職人不足による住宅品質の低下や工期遅れ、コスト高なども大きな課題となっています。このような環境下で、市場の変化をいち早く察知し、現状を肯定することなく自己変革に努め、常に当社グループ自らが環境の変化に合わせて変わっていくことが必要となっています。AIやIoTといったデジタル技術などを活用し、生産性を向上させることで、新たな付加価値の創造と売上・収益の向上を目指しています。

具体的には、国内においては新築戸建市場に加えてリフォーム、非住宅、商環境市場などの新市場の開拓、また海外においては発展が期待されるアジア圏の市場の開拓を主題とする成長戦略を策定し、当社グループ一丸となってこれらに取り組んでいます。

1990年にニュージーランド北島で森林経営権を取得し、当社グループが培ってきたノウハウによる植林事業を開始してから30年の時が経過しました。毎年、植林面積の拡大を図り、現在では約40,000haの森林について、森を30区画に分けて木の植林 育林 伐採を繰り返す持続可能な森林経営を行っています。手間ひまかけて育ててきたラジアータパインの優良原木がこれから大量に伐期を迎えますが、このことは当社グループが、同業者の追随を許さない品質の高い「無垢材」という強力な武器を大量に獲得することを意味します。大量に出材されるラジアータパインやその他国内外で調達する無垢材をふんだんに使い、価格競争に巻き込まれない高品質で付加価値の高い商品をもって新市場へ進出します。当社グループが永年に亘り築きあげた山林から木材加工までの一貫生産体制を最大限に発揮して商品を開発・生産・販売する仕組みを構築し、独創的に新市場を開拓していきます。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新設住宅着工戸数が今後も減少を続ける見通しの中、当社グループがこれからの時代を生き抜き成長するためには、既存市場でこれまで以上の存在感を示し続けるとともに、新しい市場に経営資源を段階的にシフトさせて行くことが課題と考えています。

当社グループは、新しい市場であるリフォーム、非住宅、商環境施設や海外市場に向けて新たな商品を開発し、新たな生産・販売体制、仕掛けで既存の新築市場の動向に左右されない企業を目指します。

国内事業では、製品ユニット単位の商品戦略を軸に商品開発を行うとともに販売・プロモーション、生産などの各機能の強化を図ります。

商品開発に関しては、お客様から選ばれる木質商品として、木材の特性を活かした本物志向の無垢商品や収納商品、職人不足に対応した省施工商品などを開発します。また、ラジアータパインのプルーン材(枝打材)を活用し、メイン商材(ドア・フロア)に続く商品の開発や端材を有効活用した商品の開発を行います。

販売・プロモーション機能に関しては、新たな手法・体制・仕組みで、既存市場に加えて、新市場・成長市場の開拓を目指します。そのためには、人材活用の多様化やITツールの活用等による営業組織力の拡充により、新たな市場への販売体制強化、オンライン型営業による商品訴求力向上・顧客接点強化と、訪問型営業の高効率化を行います。

生産機能に関しては、品質や生産性の向上を目指し、コスト競争力を強化します。また、マスカスタマイゼーションへの対応(一品一様のカスタム品を高度な生産技術で実現)やモノづくりの継承を推進するとともに、情報の一気通貫や自動化(AI・IoT・ロボット)等により部分最適から全体最適を目指します。

また、間接機能に関しては、システム部門では販売・生産などに関わるユーザーが活用しやすいデジタルツールの開発により、属人化した定型業務から、創造的業務へのシフトを推進します。物流部門では運転手不足や待機ロス等の課題により生じる配送リスクへの対応を進めます。管理部門では人事マネジメントシステムの一段の高度化に取り組みます。

海外事業では、ニュージーランド子会社は当社グループ工場向けの生産数量を確保した上で外販の促進を行い、インドネシア子会社はさらなるインドネシア国内市場の開拓と欧米の海外販路開拓を進めていきます。

全世界に影響を与えている新型コロナウイルス感染症の感染拡大という新たな課題への対応として、生産、供給面においては海外子会社を含めたサプライチェーンの一層の強化を、販売面においてはニューノーマル(コロナ禍後の新常态)を見据えた新たな営業プロセスとして従来の「訪問型営業」に「オンライン型営業」を加え、顧客接点の増強や営業生産性の向上を図っています。また、ITツールの整備、活用、定着化を進め、生産性を向上し経費削減に努めながら、テレワークなどにも柔軟に対応していきます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、後述のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の変動要因について

新設住宅着工戸数の減少や職人不足による工期遅れの影響について

当社グループは、住宅建材及び住宅設備機器の製造販売を主たる事業としており、国内販売に関しては新設住宅着工戸数の減少や職人不足による工期遅れがもたらす販売減が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

主な対応策として、新築戸建市場に加えてリフォーム市場や非住宅市場の開拓や海外での販路拡大など新しい顧客開拓に注力するとともに、職人不足に対応した省施工を可能にする商品開発等でその影響の軽減を図っています。

原材料の調達リスク及び価格変動リスクによる影響について

当社グループは、床材を主体とした木材の二次加工品の製造及び造作材等木質建材商品の加工販売を主要な事業としており、原材料である木材について、調達が困難となった場合や価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

主な対応策として、ニュージーランド子会社Juken New Zealand Ltd.において30年サイクルの循環型の持続可能な山林経営を行い、当社グループの原材料の主要な供給元とすることで木材の調達リスクや価格変動リスクを軽減しています。また、国内産の木材など、ニュージーランド子会社以外からの木材調達についても、調達先の多様化などで安定的な調達に努めています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、経済面では、対面での顧客サービスを行う産業などに依然、大きな影響が残るものの、政府の経済支援策等もあり、全般的には一時の大幅な景気低迷は脱した状況にあります。一方、感染力の強い変異株のまん延などで、一部地域では以前にも増して感染者数が急増しており、今後の動向に留意が必要な状況となっています。こうした感染者の急増が当社グループの国内・海外の営業拠点・製造拠点で発生した場合、営業・生産活動が低迷・中断することで当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

主な対応策として、当社グループ各社において、各国政府・保健当局等の要請・指導に沿った感染防止対策・クラスター防止対策を徹底するほか、前期から進めているオンライン営業などの新たな営業手法への取り組み強化を継続しています。また、万一、上記のような事態が発生した場合、社内ですら定められた緊急時の対応を実施し、影響を最小限にとどめるよう対応します。

為替変動による影響について

当社グループは、ニュージーランド子会社Juken New Zealand Ltd.からの木材の仕入れに関しては決済条件を円建てとしており、当社は為替の変動による影響は受けないものの、Juken New Zealand Ltd.ではニュージーランドドルの為替相場の変動によって、為替差損益が発生する可能性があります。また、海外子会社の借入金につきましても、現地通貨以外の通貨建てによる借入金において為替差損益が発生する可能性があります。

主な対応策として、為替変動が当社グループに与える影響度合いを勘案する中で、必要に応じて為替予約等によるリスクヘッジを行っています。

木質バイオマス燃料の安定確保の影響について

木質バイオマス発電の運営におきましては、安定的に燃料を確保することが重要となりますが、当社では、森林から直接産出する「間伐材等由来の木質バイオマス」、当社グループ内も含め製材所や木材加工所から生じる端材・木屑などの「一般木質バイオマス」、建築解体現場から排出される「建設資材廃棄物」に加えて、フィリピン子会社で加工した木質燃料を輸入するなど、安定的に燃料調達を行っています。しかしながら、近隣での新たな大規模バイオマス発電所の稼働や自然災害などの不測の事態等により、社内外からの木質バイオマス燃料の供給が中断または減少した場合や品薄等により燃料価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、発電所が重故障等による長期停止に及んだ場合は電力売上が減少する可能性があります。

主な対応策として、フィリピン子会社で加工した木質燃料の輸入を増やすことで自社調達比率をあげ外部調達の影響を縮小しています。加えて「間伐材等由来の木質バイオマス」の供給業者を増やし自然災害リスクの分散を図っています。

発電所の重故障等による長期停止対応策としてメーカーによる定期点検と所員による日常点検等の徹底、予兆診断等の所員のレベルアップを徹底しています。

地震・津波・台風等の大規模な自然災害による影響について

地震・津波・台風等の大規模な自然災害が発生した場合、当社グループの生産・物流・販売活動に影響を与え、財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

大規模な自然災害による被害を完全に回避できるものではありませんが、主な対応策として、当社グループで策定した規程・ルールに基づき、非常時を想定した全社的なリスク管理体制を構築、運営しています。

具体的には安否確認システムの導入や防災訓練の定期的な実施、地震保険への加入などを実施しています。

海外展開にともなうリスクについて

当社グループは、ニュージーランド、フィリピン、インドネシアなど海外での投資や事業展開を進めています。これら海外への事業進出には、予期しない法律又は規制の変更、政治又は治安混乱、雇用環境の変化、テロ・戦争等といったリスクを内在しており、これらは今後の事業に影響を及ぼす可能性があります。

主な対応策として、海外の政治・経済情勢の情報収集に努め、必要に応じて外部専門家の助言等も得る中での確かつ迅速に対応しています。

固定資産の減損会計による影響について

当社グループは、有形固定資産や美術品等の固定資産を保有していますが、これらの資産については減損会計を適用しています。有形固定資産は当該資産から得られる将来キャッシュ・フローによって資産の帳簿価額を回収できるかどうかを検証しており、美術品は美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額として、減損が必要な資産については適切に会計処理を行っています。しかし、将来の環境変化により固定資産の将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合や美術品の回収可能価額が大きく下落した場合、追加の減損処理により、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

主な対応策として、これらの資産価値を定期的に確認し、可能な限り価値低下を招かない方策を継続的に検討・実施しています。

情報システムに関するリスクについて

当社グループは、生産、販売、管理等の情報をコンピュータにより管理しています。情報システム及び情報ネットワークは欠くことのできない基盤であり、これらの情報システムの運用については、大規模災害による被災、コンピュータウイルス感染によるシステム障害、ハッキングによる被害等によるシステムダウン及び外部への社内情報の漏洩が生じた場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社の想定を超えた技術による情報システムへの不正アクセスやコンピュータウイルスへの感染などにより、当社グループの情報システムに障害が発生したり、外部へ社内情報が流出する事態が発生したりした場合、当社グループの財政状態及び業績に、より大きな影響を及ぼす可能性があります。

主な対応策として、適切なウイルス対策ソフトの導入、ソフトウェア更新による脆弱性解消、不正アクセス常時監視等のセキュリティ対策を講じるとともに、インシデント発生時の対応体制の強化に取り組んでいます。

温室効果ガス削減（脱炭素）への世界的な取り組みの進展について

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択、各国で批准されたのを機に、気候変動や地球温暖化の原因とされる温室効果ガス（GHG）の削減を目的とした取り組みが世界的に進められています。今後、地球温暖化対策として規制の強化等により、これらに関連する対策費用が増加する場合や、特定地域における法令又は規制を遵守することが困難になった場合、当該地域における当社グループの事業運営が影響を受ける可能性があります。

主な対応策として、ニュージーランド子会社Juken New Zealand Ltd.（JNL）において30年サイクルの循環型の持続可能な山林経営を行い、気候変動や地球温暖化の原因とされる温室効果ガス（GHG）の削減に努めています。

当社グループがめざすべき環境に対する主な取り組みは、木を活かしたものづくりを通じて、森林を保全し、自然環境を守ることです。森林は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスのひとつである二酸化炭素の削減に向けた有効な手段として注目されています。JNLが経営する約40,000haの森林におけるラジアータパインによる二酸化炭素の吸収量は年間75万トンになります。温室効果ガスである二酸化炭素は森林で樹木に吸収された後も炭素として木材中に固定されています。木材製品を生産することは植林で吸収した二酸化炭素を炭素として固定する貯蔵庫を生産しているといえます。JNLが2020年度に創出した木材の量は16.1万トンでこれによる炭素固定量を二酸化炭素に換算すると13.5万トンでした。

(2) ニュージーランドにおける事業内容及び業績・総資産の推移について

当社グループは、ニュージーランドにおいてJuken New Zealand Ltd.を通じてラジアータパイン等の植林を含む山林経営を行っています。

山林経営は木材市況変化への対応力を高めると同時に原材料調達の安定化や部材調達コストの低減に役立っています。山林経営につきましては、立木の伐採可能量の増加に対応して設備投資が必要となっています。そのため、連結キャッシュ・フローにおきましては、投資活動により使用する資金の多くはニュージーランドにおける投資に充当しています。

ニュージーランドに関する内部取引を含む売上高、経常利益、総資産の推移は次のとおりです。

(ニュージーランドの売上高、経常利益、総資産の推移)

		2017年3月期 (百万円)	2018年3月期 (百万円)	2019年3月期 (百万円)	2020年3月期 (百万円)	2021年3月期 (百万円)
ニュージー ランド	売上高 (注)	17,334 (8,316)	17,092 (7,097)	15,481 (7,004)	15,344 (7,200)	15,882 (6,711)
	経常利益又は 経常損失()	115	31	1,075	38	491
	総資産	34,643	32,540	29,786	27,695	33,465

(注) 売上高下段の括弧内数値は、所在地間の内部売上高又は振替高です。

(3) 有利子負債依存度について

当社グループにおける有利子負債依存度は、2021年3月期末39.1%となっています。当社グループにおきましては、今後も経営資源の効率化等により、有利子負債を適正水準に保つ方針ですが、今後の金利動向等金融情勢の変化によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(有利子負債残高、有利子負債依存度の推移)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
総資産(百万円)	89,528	86,372	83,884	80,688	91,142
純資産額(百万円)	40,991	40,850	38,976	36,497	41,129
有利子負債残高(百万円)	34,414	33,398	32,361	30,921	35,622
自己資本比率(%)	44.7	46.0	45.2	44.2	44.0
有利子負債依存度(%)	38.4	38.7	38.6	38.3	39.1

(注) 1. 期末有利子負債残高は、社債及び借入金の合計額です。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期の総資産、自己資本比率及び有利子負債依存度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、世界的規模で感染が拡大し続けている新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人や企業の活動が一時、著しく制限されたことで景気が急速に悪化し、厳しい状況となりました。2020年5月の緊急事態宣言解除以降は政府のさまざまな経済支援策もあり、経済活動の回復に向けた動きがあったものの、11月以降、第三波、第四波と見られる急激な感染拡大が相次いでおり、依然、先行きに留意が必要な状況が続いています。

住宅業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などから新設住宅着工戸数が減少し、当社グループの主力販売分野である持家や分譲戸建住宅の着工戸数も前連結会計年度に比べ減少しました。住宅会社各社の受注状況は2020年8月頃から回復傾向となりましたが、繰り返される感染拡大により、今後、国内住宅市場がさらなる回復に向かう時期などは不透明な状況にあります。

こうした中、当社グループでは、中長期的に予想される国内新築住宅市場の縮小に対し、無垢商品や省施工商品といった当社の強みであり、付加価値が高い商品を核として、内装建材等のいっそうの販売強化を図ることで既存の新築住宅市場での存在感を高めるとともに、国内のリフォーム・非住宅市場や海外市場を新たな市場と位置付け、これらに向けて新たな商品を開発し、新たな生産・販売体制及び仕組みで、国内新築住宅市場の動向に極端に左右されない態勢の構築を目指しています。

当連結会計年度は、2020年5月の緊急事態宣言解除以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて延期されていた住宅建設工事が徐々に再開したものの、外出自粛要請中の受注活動の低迷などによる新設住宅着工戸数の減少が影響し、前連結会計年度に比べ売上高は減少しました。こうした市場環境において、日本国内の工場は感染防止対策を行った上で通常に稼働する中、政府の経済支援策も活用し、生産性の向上と経費の削減に努めました。また、海外子会社については、各国政府の要請により、ニュージーランド子会社やフィリピン子会社では生産活動の一時停止を余儀なくされましたが、現在は生産活動を再開し、通常に稼働しています。

国内市場においては、無垢商品や省施工商品といった付加価値の高い商品を核とした内装建材等の拡販に注力するとともに、当社のブランドイメージのさらなる向上に向け、2020年5月にニュージーランドでの持続可能な植林事業をわかりやすく伝えるアニメーション動画「植林から始まるものづくり」を公開、12月には住宅や商業施設などの建築をご検討されるすべてのお客様に対して「無垢の木のおもくもりある暮らし」を提案する当社のコーポレートサイト「商品情報紹介ページ」をリニューアルしました。また、同12月、ウッドワンプラザ金沢にて、建築家の伊東豊雄氏を審査委員長として「木のぬくもりを活かした空間」をテーマに「ウッドワン空間デザインアワード2020」を開催しました。本コンテストは、昨年に引き続き4回目で、年々無垢商品群が採用された応募作品が増えるなど、当社のブランド力の向上にも寄与しています。こういった活動のほか、2021年1月には、戦略統括本部内にコーポレートコミュニケーション室を新設し、対外発信力の強化に取り組んでいます。

リフォーム市場については、2020年4月にリフォームなどの専担部署である開発営業部を立ち上げ、販売体制の強化を図りました。また、非住宅市場については、同4月より設計事務所などの担当者を増やし、将来の非住宅案件の獲得に繋がる活動を強化しました。

海外市場においては、ニュージーランド子会社では、米国やニュージーランドの住宅市場が活況を呈し、中国を中心に世界的にも木材への需要が高まっている中、当社グループ工場向けの供給量を確保した上での外販が順調に推移しています。また、2020年12月に新工場に移転し生産体制を強化したインドネシア子会社については、同国国内の住宅市場では新型コロナウイルス感染症の拡大により工期が遅れるなど販売に多少の影響が見られますが、欧州や米国向けの販路開拓が順調に進んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という新たな経営課題に対しては、生産面においては海外子会社を含めたサプライチェーンの一層の強化を、販売面においてはニューノーマル（コロナ禍後の新常态）を見据えた新たな営業プロセスとして、従来の「訪問型営業」に「オンライン型営業」を加え、顧客接点の増強や営業生産性の向上を図っています。また、ITツールの整備、活用、定着化を進め、生産性の向上や経費削減に努めながら、テレワークや時差出勤、就業場所の分散などにも柔軟に対応しています。

こうした状況の中、当連結会計年度の連結売上高は、59,076百万円（前年同期比7.1%減）、営業利益は2,343百万円（同20.7%増）、経常利益は2,068百万円（同103.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,170百万円（同41.2%増）となりました。

当連結会計年度末における連結財政状態は、為替の影響もあり、資産は前連結会計年度末に比べ10,454百万円増加し91,142百万円、負債は前連結会計年度末に比べ5,822百万円増加し50,013百万円、純資産は前連結会計年度末に比べ4,631百万円増加し41,129百万円となりました。資産10,454百万円の増加は、流動資産が2,381百万円、固定資産が8,072百万円増加したものです。固定資産の増加は、主に国内およびニュージーランド子会社等において設備投資および山林投資を行ったことやインドネシア子会社の新規設備投資によるものです。負債5,822百万円の増加は、主に新型コロナウイルス感染症対策やインドネシア子会社の新規設備投資のため借入金が増加したものです。純資産4,631百万円の増加は、主に利益剰余金の増加及び為替の影響による為替換算調整勘定の増加によるものです。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

a. 住宅建材設備事業

住宅建材設備事業では、緊急事態宣言や外出自粛要請などの影響からショールームの臨時休館、顧客訪問の自粛など営業活動の制限を余儀なくされましたが、オンラインを活用した商談・説明会に取り組むなど、新しい生活様式に対応した接客・商談を推進しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による住宅や住まい方に対するお客様の新たなニーズ（テレワークのためのワークスペースの確保、室内換気の充実、玄関への手洗い設置など）に対して、「WITHコロナ」での住まい方の提案資料『NEW NORMAL, NEW LIFE』を作成し、お客様への提案活動に活用しました。2020年5月の緊急事態宣言解除以降は、オンライン営業に加えて感染防止対策を行いながらの対面営業も可能となり、内装建材等のトータル受注を推進するなど営業効率を高めた販売促進活動を行いました。このほか、健康・癒しの空間に無垢材を提案する「おうち充実キャンペーン」の実施、ショールームからのライブ配信、360°バーチャルショールームの公開やオンライン相談の開始など、新たな営業手法をタイムリーに織り込み、顧客接点の増強に努めました。

当連結会計年度の新商品としては、5つの新色(ニュートラルカラー)を追加した無垢の木のキッチン「スージー」や「無垢ピノアース建具」の新デザイン商品、主力床材商品「コンビットグレード」、「ブラッシングオーク」に抗菌・抗ウイルス加工を施した商品、安全で安心な住空間づくりを実現するため手の触れる部品の表面に抗ウイルス加工を施した内装ドア用の「レバーハンドル」、「引手」、収納雇用の「取っ手」などを発売しました。また、豊富なカラーとサイズを揃えて、木口までしっかり仕上げることで施工現場の時間短縮を可能とする「仕上げてる棚板」は、販売実績が好調でした。

重点商品（無垢商品・省施工商品）については、無垢商品では「無垢の木の収納」などが好調に推移しています。また、職人不足が課題となっている建設現場の生産性向上を目的とした省施工商品では「ジャストカット階段」や「天井野縁システム」といった商品で前年を上回る実績となりました。

リフォームの分野では、2020年4月に立ち上げた開発営業部がショールームを起点にオンラインも活用して新たな顧客の開拓を進め、「無垢の木のキッチン」を始めとする住設商品や「無垢の木の収納」といった商品で前年を上回る実績を上げました。また、非住宅の分野では、JWOOD（LVL構造材）を利用した非住宅物件の新規案件獲得に取り組んでいますが、新たに鉄骨造の特徴を木造で実現した独自の高耐久フレームによるJWOOD新工法を開発し、2021年1～3月にオンラインセミナーにて案内しました。今後、中大規模建築物の木造化の推進に資するものと期待しています。

こうした活動の結果、当連結会計年度における住宅建材設備事業の売上高は57,839百万円（前年同期比7.3%減）、営業利益は2,077百万円（同21.0%増）となりました。

b. 発電事業

発電事業では、本社敷地内に設置している木質バイオマス発電設備について、既存設備を最大限活用するため、2020年5月に発電出力を引き上げたことで売上高が増加しました。この結果、当連結会計年度における発電事業は、売上高が1,268百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益が265百万円（同18.8%増）となりました。

木質バイオマス発電において排出されるCO₂は、木が成長する過程で大気から吸収したものであり、大気中のCO₂量の実質的な増加には繋がらない（「カーボンニュートラル」）とされるものです。森林から直接産出する「間伐材等由来の木質バイオマス」、当社グループ内も含め製材所や木材加工所から生じる端材などの「一般木質バイオマス」、建築解体現場から排出される「建設資材廃棄物」、加えてフィリピン子会社の端材等も燃料用に加工して輸入するなど安定的に燃料の調達を行っています。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により4,088百万円増加、投資活動により5,270百万円減少、財務活動により2,835百万円増加しました。

営業活動により増加した資金4,088百万円（前年同期は4,044百万円の資金増加）は、主に売上債権が569百万円増加したことや法人税等で565百万円の支払いがあったことにより資金が減少したものの、税金等調整前当期純利益1,929百万円に非資金項目である減価償却費3,040百万円を加え、たな卸資産が205百万円減少、仕入債務が300百万円増加したことにより資金が増加したものです。

投資活動により減少した資金5,270百万円（前年同期は303百万円の資金減少）は、主に国内およびニュージーランド子会社等において設備投資および山林投資を行ったことやインドネシア子会社の新規設備投資に5,048百万円支出したことによるものです。

財務活動により増加した資金2,835百万円（前年同期は740百万円の資金減少）は、主に既存借入4,843百万円の返済や配当金287百万円の支出により資金が減少したものの、新型コロナウイルス感染症対策やインドネシア子会社の新規設備投資のための有利子負債の調達などにより8,383百万円の資金の増加があったことによるものです。

この結果、現金及び現金同等物は1,753百万円の増加となり、当連結会計年度末残高は8,337百万円(前年同期比26.6%増)となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	金額（百万円）	前年同期比（％）
床材	4,263	79.9
造作材	15,584	91.6
その他建材	13,576	101.9
住宅設備機器	1,738	94.0
住宅建材設備事業 計	35,163	93.7
発電事業	902	103.5
合計	36,066	93.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 金額は製造原価により表示しており、セグメント間の内部振替前の数値によっています。

b. 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っていますが、その比率は僅少であるため、記載を省略しています。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	金額（百万円）	前年同期比（％）
床材	7,420	86.0
造作材	29,419	94.6
その他建材	16,731	92.0
住宅設備機器	4,236	95.4
住宅建材設備事業 計	57,808	92.7
発電事業	1,267	105.2
合計	59,076	92.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しています。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
住友林業(株)	8,838	13.9	7,927	13.4
SMB建材(株)	9,555	15.0	7,757	13.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、企業価値の向上と財務体質の強化を図るための経営指標として自己資本利益率（ROE）の向上を目指し、収益性の改善や自己資本比率の維持・向上に取り組むとともに、事業の拡大と安定的な収益を獲得するため、グループ全体で連結売上高1,000億円を目指しています。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、売上高は前年同期と比べ4,490百万円の減収となりました。一方、このような経営環境を踏まえ、今年度は利益の確保に重点を置き、付加価値の高い商品の拡販や政府の経済支援策も活用した生産の効率化を進めるとともに、全社的な取り組みによる経費削減に努め、売上総利益率は前年同期比0.5%増加、販管費率は同0.5%減少したことで営業利益率は前期3.1%から当期4.0%、経常利益率は為替差益の計上もあり前期1.6%から当期3.5%、親会社株主に帰属する当期純利益率は前期1.3%から当期2.0%に向上しました。その結果、自己資本利益率は前期2.3%から当期3.1%に向上し、自己資本比率は前期44.2%から当期44.0%と概ね同水準を維持しています。

今後の成長戦略として、さらなる国内・海外での新市場の開拓を推進していきます。

a. 経営成績

当連結会計年度は、海外においては、海外子会社のグループ外への販売が増加しましたが、国内においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて新設住宅着工戸数が減少したことから、連結売上高は59,076百万円（前年同期比7.1%減）となりました。売上総利益は、前年同期に比べ売上高は減少したものの付加価値の高い商品の販売強化や各国政府の経済支援策も活用した生産性の向上などの効果により18,060百万円（同5.7%増）、売上総利益率は30.6%（同0.5%増）となりました。また、販売費及び一般管理費は全社的な取り組みによる経費削減などにより前年同期に比べ1,500百万円減少し15,717百万円（同8.7%減）となりました。その結果、営業利益は前年同期に比べ402百万円増加し2,343百万円（同20.7%増）となりました。営業外収益では主に期末のニュージーランドドルの為替相場が期初に比べて円安となったことにより、為替差益258百万円を計上し、経常利益は前年同期に比べ1,052百万円増加し2,068百万円（同103.7%増）となりました。特別損失では美術品等の減損損失を105百万円計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期に比べ341百万円増加し1,170百万円（同41.2%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

当連結会計年度における住宅建材設備事業の売上高は57,839百万円（前年同期比7.3%減）となりましたが、付加価値の高い商品の売上の増加や各国政府の経済支援策も活用した生産性の向上、全社的な取り組みによる経費削減により、営業利益は2,077百万円（同21.0%増）となりました。

品目別では床材の売上高は7,420百万円（同14.0%減）となり前年同期に比べ1,211百万円減少しました。なお、経済がコロナ禍から回復基調に転じた第3四半期以降は、無垢の床材などを中心に月次では前年を上回る動きとなる商品も見られました。

造作材の売上高は29,419百万円（同5.4%減）となり前年同期に比べ1,671百万円減少しましたが、重点商品（無垢商品・省施工商品）においては、無垢商品では「無垢の木の収納」、省施工商品では「ジャストカット階段」や「天井野縁システム」といった付加価値の高い商品が前年を上回る実績となりました。特に新商品の「仕上げてる棚板」は、販売実績が好調でした。

その他建材の売上高は16,731百万円（同8.0%減）となり前年同期に比べ1,463百万円減少しましたが、海外子会社のグループ外への販売は、前年同期に比べ増加しました。

住宅設備機器の売上高は、4,236百万円（同4.6%減）と前年同期に比べ205百万円減少しましたが、5つの新色（ニュートラルカラー）を追加した無垢の木のキッチン「スイージー」やタイル貼り天板の「無垢の木の洗面」等の売上は好調に推移しました。

発電事業では、本社敷地内に設置している木質バイオマス発電設備が安定的に稼働し、電気事業者へ売電を行っています。当連結会計年度は、売上高が1,268百万円（同5.1%増）、営業利益が265百万円（同18.8%増）となりました。今後も当社グループ内外で発生した木材を燃料としたバイオマス発電により、CO₂の排出削減に努め、地球温暖化防止に対する社会的要請に応えていきます。

b. 財政状態

当連結会計年度末における連結財政状態は、為替の影響もあり、前連結会計年度末に比べ資産が10,454百万円増加、負債が5,822百万円増加、純資産が4,631百万円増加しました。

資産10,454百万円の増加は、流動資産が2,381百万円、固定資産が8,072百万円増加したことによるものです。流動資産2,381百万円の増加は、主に現金及び預金が1,763百万円、受取手形及び売掛金が694百万円増加したことによるものです。また、固定資産8,072百万円の増加は、主にインドネシア子会社の新規設備投資や為替の影響から建物及び構築物が1,430百万円、土地が2,118百万円、立木勘定が3,048百万円増加(実質264百万円増加。為替の影響で2,784百万円増加)、その他(有形固定資産)が816百万円増加したことによるものです。

負債5,822百万円の増加は、主に支払手形及び買掛金が337百万円増加、新型コロナウイルス感染症対策やインドネシア子会社の新規設備投資のため借入金が4,700百万円増加(実質3,586百万円増加。為替の影響で1,114百万円増加)、繰延税金負債が527百万円増加したことによるものです。

純資産4,631百万円の増加は、主に利益剰余金が883百万円、その他有価証券評価差額金が434百万円、為替換算調整勘定が2,953百万円増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資金需要は、主に大きく分けて運転資金需要と設備資金需要の二つがあります。運転資金需要は、主に材料・外注費及び人件費などの商品の生産活動や販売費及び一般管理費等の営業活動によるものです。また、設備資金需要は、山林投資及び生産設備の新設・更新ですが、通常は減価償却費の範囲内を目安として支出しています。当連結会計年度の設備投資は、主に国内およびニュージーランド子会社における設備投資および山林投資やインドネシア子会社の新規設備投資に支出しました。

当社グループは、運転資金と設備資金については、営業収支資金より充当し、不足が生じた場合は有利子負債の調達を実施しています。長期の借入金、社債などの長期資金の調達は、事業計画に基づき調達計画を策定し、金利動向等の調達環境や既存の借入金の償還時期を考慮して調達しています。また、ニュージーランド子会社における設備及び山林の投資資金やインドネシア子会社の新規設備投資については各社の年次資金計画を基に、各社が主に邦銀より調達を行っています。なお、当連結会計年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気低迷に備えるための有利子負債の調達も行いました。今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、想定を超えて資金面で悪影響が生じることが見込まれる場合には、従来から確保しているコミットメントライン等を活用していく予定です。

なお、当連結会計年度末における借入金及び社債(有利子負債)の残高は、35,622百万円となっています。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は8,337百万円となっています。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載の通りであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループでは、ニュージーランドで経営する森林から得られる植林木（森林認証を取得したラジアータパイン）を有効に活用し、顧客ニーズに沿った商品開発を進めることで、「人」と「住まい」と「木」の調和、「無垢の木のぬくもりある暮らし」のご提供を目指しています。近年は、「環境への配慮」と「品質の向上と安定化」のために認証材活用や木材加工技術・品質管理技術の向上を進めるとともに、「安全・健康」と「木からの創造」をテーマとする商品開発を中長期的課題として研究開発を行っています。今後も引き続き、住宅構造躯体に始まり内装建材から住宅設備機器に至るまで、より一層環境に配慮し、住宅市場だけでなく、商環境や非住宅市場でもお客様のニーズに合った商品の研究・開発に努めていきたいと考えています。

当連結会計年度における住宅建材設備事業セグメントでは研究開発費の総額は243百万円です。

当連結会計年度は、木の美しさと木味を堪能できる本物の風合いを持つ空間をご提案する商品、新しい生活様式に対応するため、「抗ウイルス」「テレワーク」「おうち時間」「通気」をテーマとした商品の開発を進めました。

住宅用建材では、内装ドア「ソフトアートシリーズ」に変わり、木目柄にグレイッシュな単色柄を追加した「ドレタスシリーズ」を発売しました。「ドレタスシリーズ」は傷や汚れに強いオレフィンシートや一般品より厳しい社内の品質基準（ウッドワンスタンダード）に適合した耐久性の高い金具を採用し、さらに、より木が持つ魅力を引き立てるアルミや真鍮を素材としたレバーハンドルなど永く安心してお使いいただける商品を幅広いラインナップでご提供しています。

また、コロナ禍の住宅ニーズに対応した商品として、抗ウイルス加工を施したフローリングや在宅ワーク、オンライン授業など、快適なワークスペースの確保に対応する商品を「無垢の木の収納シリーズ」に追加しました。

住宅設備機器では、無垢の木のキッチン「スイージー」に、リフォーム・リノベーション向けの新商品を追加し、新築戸建て市場のみならず、マンションやリフォームなど、より一層顧客ニーズに応えることが可能となりました。

健康・安全への配慮や高齢化社会への対応としては、一般向けのお住まいだけでなくサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け施設や幼稚園などの保育施設にも安心な住空間を提供できる商品群の拡充を行っています。

また、昨今問題となっている現場での職人不足に対応すべく、「仕上げてる棚板シリーズ」など省施工やゴミの削減に寄与する商品を発売しました。

当社グループでは、今後も新築住宅、リフォーム、商環境及び非住宅分野など様々な市場で求められるニーズに応える商品やサービスを提供してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、5,854百万円であり、住宅建材設備事業では、主としてPT. Woodone Integra Indonesiaの土地、建物及び生産設備へ2,728百万円、Juken New Zealand Ltd.の生産設備及び山林等への投資を1,690百万円行っています。また、発電事業では発電設備に3百万円の投資を行っています。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
技術開発部 (広島県廿日市市)	住宅建材 設備事業	その他施設 (商品開発、品質管 理)	21 (3,214)	44	7	28	101	25
本社製造部 本社工場 (広島県廿日市市)	住宅建材 設備事業	床材加工、階段加工、 収納機器、その他造作 材等の製造設備	3,722 (64,907)	704	597	10	7,064	264
本社バイオマス発電 所 (広島県廿日市市)	発電事業	発電設備		293	241	0		12
本社事務所 (広島県廿日市市)	住宅建材 設備事業	事務総括施設		220	0	1,056		169
本社物流センター (広島県廿日市市)	住宅建材 設備事業	倉庫		192	7	14		60
東海製造部 蒲郡工場 (愛知県蒲郡市)	住宅建材 設備事業	床材等の製造設備	290 (39,799)	75	87	0	454	40
東海製造部 豊橋工場 (愛知県豊橋市)	住宅建材 設備事業	集成材、室内ドア、内 壁材、その他造作材等 の製造設備	2,342 (147,397)	267	317	9	3,102	137
東海物流センター (愛知県豊橋市)	住宅建材 設備事業	倉庫		159	0	5		33
関東事業所 関東物流センター (茨城県坂東市)	住宅建材 設備事業	倉庫 構造材のプレカット加 工設備	1,872 (43,756)	468	2	2	2,345	46

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「リース資産」であり、「建設仮勘定」を含めていません。

なお、金額には消費税等を含めていません。

2. 現在重要な休止中の設備はありません。

3. 上記のほか、本社バイオマス発電所において機械装置等のリース設備があり、年間リース料は、201百万円です。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	その他	合計	
(株)ベルキッチン	工場 (岐阜県瑞浪市)	住宅建材 設備事業	厨房、洗面機器 の製造設備	151 (21,380)	72	56	5	286	100
(株)フォレストワ ン	工場 (広島県三次市)	住宅建材 設備事業	製材設備	- (6,343) (注)3	3	3	0	7	7

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」であり、「建設仮勘定」を含めていません。
 なお、金額には消費税等を含めていません。
 2. 現在重要な休止中の設備はありません。
 3. 賃借設備です。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
Juken New Zealand Ltd.	工場 (ニュージー ランド オーク ランド市他)	住宅建材 設備事業	木製品等の製造 設備・山林経営 関連設備	1,815 (124,315,582)	4,191	2,587	19,303	27,896	515
Juken Sangyo (Phils.)Corp.	工場 (フィリピン 共和国 スー ビック)	住宅建材 設備事業	構造材の製造設 備	-	316	207	313 (注)4	837	418
上海倍楽厨業 有限公司	工場 (中華人民共 和国 上海市松 江出口加工区)	住宅建材 設備事業	厨房機器部品 等の製造設備	- (14,687) (注)3	49	14	2	66	17
PT.Woodone Integra Indonesia	工場 (インドネシ ア共和国 東ジャ ワ州)	住宅建材 設備事業	木質内装建材 の製造	3,082 (231,513)	372	453	50	3,959	106

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、「立木」、「工具、器具及び備品」及び「リース資産」であり、「建設仮勘定」を含めていません。なお、Juken New Zealand Ltd.の「その他」には「立木」17,070百万円が含まれています。
 なお、金額には消費税等を含めていません。
 2. 現在重要な休止中の設備はありません。
 3. 賃借設備です。
 4. Juken Sangyo (Phils.)Corp.の「その他」には土地の使用権資産「リース資産」305百万円(70,295㎡)が含まれています。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末現在における重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,367,876
計	39,367,876

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,841,969	9,841,969	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	9,841,969	9,841,969	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しています。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、2012年6月27日第60回定時株主総会、2013年6月26日第61回定時株主総会、2014年6月26日第62回定時株主総会、2015年6月25日第63回定時株主総会、2016年6月28日第64回定時株主総会、2017年6月28日第65回定時株主総会、2018年6月27日第66回定時株主総会、2019年6月26日第67回定時株主総会、2020年6月25日第68回定時株主総会及び2021年6月25日第69回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件（無償）をもって新株予約権を発行することを2012年6月27日、2013年6月26日、2014年6月26日、2015年6月25日、2016年6月28日、2017年6月28日、2018年6月27日、2019年6月26日、2020年6月25日及び2021年6月25日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものです。

当該制度の内容は、次のとおりです。

決議年月日	2012年6月27日	2013年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 6名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
新株予約権の数	94個（82個）	200個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 18,800株（16,400株）	普通株式 40,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,375円 （注）2	1株当たり1,570円 （注）2
新株予約権の行使期間	自 2014年7月28日 至 2021年6月30日	自 2015年7月26日 至 2022年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。	
新株予約権の行使の条件	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

決議年月日	2014年6月26日	2015年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 6名	当社取締役 7名 当社執行役員 5名
新株予約権の数	400個	450個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 80,000株	普通株式 90,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,585円 （注）2	1株当たり1,525円 （注）2
新株予約権の行使期間	自 2016年7月30日 至 2023年6月30日	自 2017年7月29日 至 2024年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。	
新株予約権の行使の条件	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	

決議年月日	2016年6月28日	2017年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 6名	当社取締役 8名 当社執行役員 5名
新株予約権の数	500個(465個)	400個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 100,000株(93,000株)	普通株式 80,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,225円 (注)2	1株当たり1,515円 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年7月20日 至 2025年6月30日	自 2019年7月21日 至 2026年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。	
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

決議年月日	2018年6月27日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 7名	当社取締役 8名 当社執行役員 9名
新株予約権の数	500個	300個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 50,000株	普通株式 30,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,516円 (注)2	1株当たり1,041円 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月21日 至 2027年6月30日	自 2021年7月23日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。	発行価格 1,139円 資本組入額 570円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

決議年月日	2020年6月25日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 9名	当社取締役 9名 当社執行役員 8名
新株予約権の数	200個	130個を上限とします。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 20,000株	普通株式 13,000株を上限とします。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,215円 (注)2	未定 (注)1、2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月23日 至 2029年6月30日	自 2023年7月22日 至 2030年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,358円 資本組入額 679円	未定
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しています。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を()内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とします。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。
2. 本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除きます。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができます。権利の質入れは認めません。各新株予約権の一部行使はできません。

4. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」といいます。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」といいます。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」といいます。）において定めた場合に限るものとします。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」といいます。）は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率}$$

（以下「割当比率」といいます。）

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限ります。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」といいます。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとします。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げます。）とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2017年10月1日	39,367,877	9,841,969	-	7,324	-	7,815

(注) 2017年6月28日開催の第65回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っています。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	33	25	123	46	3	1,924	2,154	-
所有株式数 (単元)	-	32,218	723	22,988	3,218	39	38,887	98,073	34,669
所有株式数の割合(%)	-	32.85	0.74	23.44	3.28	0.04	39.65	100	-

(注) 自己株式511,725株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ5,117単元及び25株を含めて記載しています。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
(株)日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	925	9.92
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	876	9.39
日本スタートラスト 信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	808	8.66
住建持株会	広島県廿日市市木材港南1番1号	352	3.78
中本 雅生	広島県廿日市市	295	3.16
中勇不動産(株)	東京都渋谷区上原3丁目26番6号	280	3.01
中本 祐昌	広島県廿日市市	260	2.79
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	251	2.69
住建東海持株会	愛知県豊橋市明海町5番地の30	233	2.50
ウッドワン従業員持株会	広島県廿日市市木材港南1番1号	216	2.32
計	-	4,499	48.23

(注) 1. 上記日本スタートラスト信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は808千株です。なお、それらの内訳は、(株)広島銀行退職給付信託分360千株、D I C(株)退職給付信託分30千株、及びその他信託業務等に係る株式417千株です。

2. 上記(株)日本カストディ銀行の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は925千株です。なお、それらの内訳は、(株)もみじ銀行退職給付信託分147千株、(株)みずほ銀行退職給付信託分168千株、及びその他信託業務等に係る株式609千株です。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 511,700	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,295,600	92,956	同上
単元未満株式	普通株式 34,669	-	-
発行済株式総数	9,841,969	-	-
総株主の議決権	-	92,956	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式25株が含まれています。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市木材 港南1-1	511,700	-	511,700	5.20
計	-	511,700	-	511,700	5.20

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	671	773,933
当期間における取得自己株式	24	40,416

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	-	-	9,400	38,981,800
保有自己株式数	511,725	-	502,349	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取りによる株式数は含めていません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、企業の経営基盤の強化をはかりつつ安定配当を維持する中で、業績の動向を勘案し利益還元の一層の充実を図る方針です。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、下表のとおりとしました。

内部留保金の用途については、安定した経営体質の改善強化と今後の新規事業への投資資金等に活用する予定です。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

また、2019年9月26日付で締結しているシンジケートローン方式によるタームローン契約及び2020年9月28日付で締結しているシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約において、次のとおり配当制限条項が付されています。

「借入人の本契約に基づく債務の支払に著しい影響を及ぼすおそれのある出資、または株主に対する配当を行わないこと。」

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年11月6日 取締役会決議	111	12.00
2021年6月25日 定時株主総会決議	111	12.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していくため、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

・企業統治の体制の概要(人数は2021年6月28日現在)

イ. 取締役会

取締役会は、11名の取締役(内社外取締役2名)で構成され、重要な職務執行の決定及び取締役相互に職務執行状況の監督を行うため、原則毎月1回の定例の取締役会を開催しています。

(取締役会構成員の氏名)

中本祐昌、川戸宏之、奥田清人、土屋 篤、久保好永、向原政昭、松本真明、野口貴博、伊永成伸、秦 清(社外取締役)、石橋三千男(社外取締役)

(議長)

中本祐昌

ロ. 監査役会

監査役会は、4名の監査役(内社外監査役2名)で構成され、取締役及び執行役員の実務執行状況について、厳正な監視を行っています。原則毎月1回の監査役会を開催し、監査の方針、監査結果の情報共有等を行っています。

(監査役会の構成員の氏名)

江草善行(常勤監査役)、早田三樹夫、三輪洋二(社外監査役)、森川和彦(社外監査役)

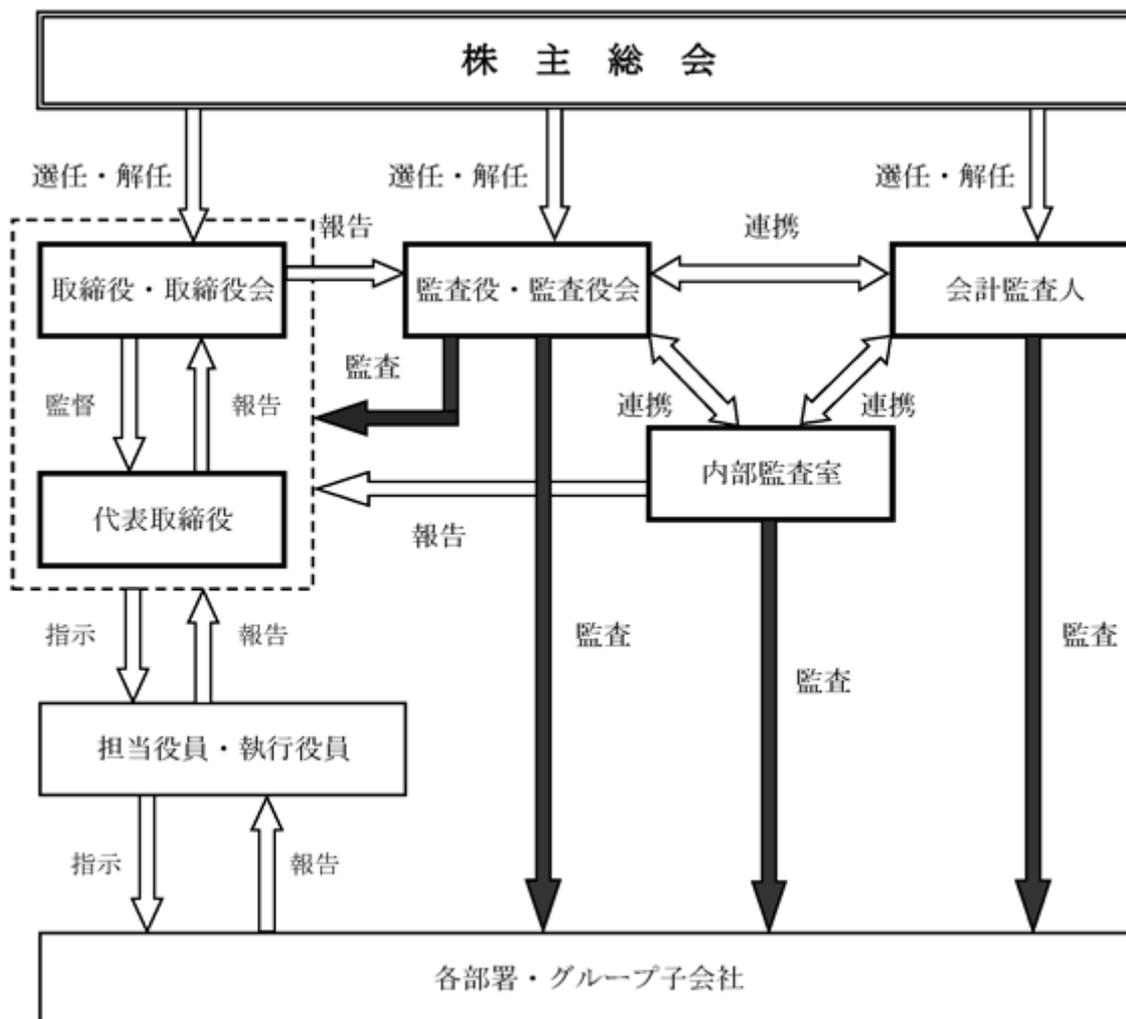
(議長)

江草善行

ハ. 内部監査室

内部監査室は、3名で構成され、「内部監査規程」「内部統制規程」に基づき、当社及び子会社を含めて、内部統制に欠陥が生じないように、また各部門に対して業務の効率性及び法令や規程等の遵守状況を監査しています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



・当該体制を採用する理由

当社取締役は、各自が自由・独立の立場から経営に参画しており、活発な意見交換を行いながら職務遂行状況を客観的に把握することで、互いの業務を監督しています。また、監査役は常時取締役会に出席し、随時客観的立場から、発言を行っています。なお、当社の監査役会には、社外取締役がオブザーバーとして出席し、監査結果の情報共有等を行っています。これらにより、監査・監督機能が十分に機能する体制にあるとして、当該体制を採用しています。

その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムは、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組の強化の一環として、内部監査室等の体制面の充実を図っています。また、当社は昞和監査法人与監査契約を締結しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努め、法律問題全般については、顧問契約に基づく顧問弁護士より必要に応じて助言と指導を受けています。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理を推進するため、リスク管理担当役員を置いています。担当役員は、総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、当社グループに「コンプライアンス基本規程」の遵守等適切な法令および定款の遵守体制を構築および運営させるものとします。

当社は、当社グループ会社各社の経営について、各社の自主性を尊重しつつも、各社から事業内容の定期的な報告を受け、各社の重要案件については事前に協議を行い、当社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項については、当社取締役会または経営統括会議の事前承認を必要とするものとします。

監査役は、当社グループの連結経営に対応した当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、当社グループ各社のコンプライアンス推進責任者との緊密な連携等的確な体制を構築するものとします。

・責任限定契約の内容の概要

イ．当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定は、職務を行うにつき、善意かつ重大な過失のない場合に限られます。

ロ．当社と会計監査人である昉和監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、40百万円又は昉和監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額の何れか高い額としております。

なお、当該責任限定は、職務を行うにつき、善意かつ重大な過失のない場合に限られます。

・取締役の定数及び選任の決議要件

当社の定款において、取締役の定数について、その員数を11名以内としています。また同じく定款において、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の5分の3以上の決議をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定めています。

・その他当社定款規定について

イ．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

ロ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めています。

また、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除きます。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨及び当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする旨を定款に定めています。なお、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、当該契約を締結しています。

ハ．中間配当

当社は株主への機動的な利益の還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者及び信託の受託者に対し、会社法第454条第5項による中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

株式会社の支配に関する基本方針

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならずと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

イ．中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、()森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、()貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、()木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・非住宅・商環境市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、()変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、()新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、()認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

ロ．コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していくため、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、2021年6月28日現在11名の取締役(内社外取締役2名)で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、職務権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

当社は2007年3月期より西日本監査法人（現 昶和監査法人）と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は総務担当取締役がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

・ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させるために2020年6月25日開催の株主総会におきまして、第七回事前警告型買収防衛策（以下「事前警告型防衛策」）について承認を得て導入しています。

事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のウェブサイトのIR情報に掲載しています。

・ 2020年5月27日付「第七回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」

https://www.woodone.co.jp/company/wp-content/uploads/sites/8/2020/05/20200527_baishuboueisaku.pdf

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性15名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 戦略統括本部本部長 商品企画開発部長	中本 祐昌	1960年12月12日生	1984年4月 当社に入社 1991年6月 当社取締役技術センター部長 1995年2月 当社常務取締役経営統括本部長兼商品企画部長兼技術開発部長 1997年6月 当社専務取締役経営統括本部長兼技術開発部長 1999年6月 当社代表取締役・専務取締役経営統括本部長 2000年12月 Juken Sangyo (Phils.) Corp. 代表取締役社長 (現在に至る) 2001年6月 当社代表取締役社長 2003年8月 Juken Nissho Ltd. (現Juken New Zealand Ltd.) 代表取締役社長 (現在に至る) 2004年9月 沃達王國際有限公司董事長 (現在に至る) 2009年7月 当社代表取締役社長営業本部本部長 2016年1月 (株)フォレストワン代表取締役社長 (現在に至る) 2018年6月 当社代表取締役社長戦略統括本部本部長 2021年4月 当社代表取締役社長戦略統括本部本部長兼商品企画開発部長 (現在に至る)	(注) 4	2,602
常務取締役 Juken New Zealand Ltd. 担当	川戸 宏之	1958年9月15日生	1981年4月 当社に入社 1991年10月 Juken Nissho Ltd. (現 Juken New Zealand Ltd.) 出向 2001年10月 当社東海製造部豊橋工場次長 2003年7月 当社参与東海製造部豊橋工場次長 2004年8月 当社参与住建(上海)有限公司兼沃達王木業(上海)有限公司工場長 2007年6月 当社執行役員、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長兼ギスボン工場長兼ワイラバ工場長 2010年2月 Juken NZ Northern Plantations Ltd. 代表取締役社長 2012年6月 当社取締役、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長 2014年4月 当社取締役戦略統括本部副本部長 2016年6月 当社取締役戦略統括本部本部長 2018年3月 PT.Woodone Integra Indonesia 代表取締役社長 (現在に至る) 2018年6月 当社取締役、Juken New Zealand Ltd. 担当 2019年7月 Juken New Zealand Ltd. 専務取締役 (現在に至る) 2020年6月 当社常務取締役、Juken New Zealand Ltd. 担当 (現在に至る)	(注) 3	6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常務取締役 営業本部本部長 営業本部西日本営業部長	奥田 清人	1960年11月26日生	1979年4月 当社に入社 2000年4月 当社本社物流センター課長 2002年12月 当社物流部次長 2005年4月 当社福岡営業所(現福岡支店)所長 2007年7月 当社参与九州エリア長兼福岡営業所長 2014年4月 当社中・四国ブロック長兼九州ブロック長兼福岡支店長 2015年1月 当社物流部長兼九州ブロック長兼福岡支店長 2016年6月 当社執行役員物流部長兼九州ブロック長兼福岡支店長 2017年6月 当社取締役営業本部副本部長兼営業本部西日本営業部長兼営業本部九州ブロック長 2018年6月 当社取締役営業本部副本部長兼営業本部西日本営業部長兼営業本部近畿ブロック長 2020年4月 当社取締役営業本部副本部長兼営業本部西日本営業部長 2020年6月 当社常務取締役営業本部本部長兼営業本部西日本営業部長(現在に至る)	(注)4	32
取締役 戦略統括本部副本部長	土屋 篤	1957年2月12日生	1979年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)に入行 2002年4月 (株)みずほ銀行静岡支店長 2008年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)与信企画部長 2010年6月 イノマリンサービス(株)常務取締役 2012年6月 イノマネジメントデータ(株)常務取締役 2014年6月 当社に入社 同 当社執行役員戦略統括本部担当部長 2016年6月 当社取締役情報システム部長兼戦略統括本部経営企画担当部長 2016年9月 当社取締役情報システム部長兼戦略統括本部グループ経営管理室長 同 沃達王(上海)建材有限公司董事長(現在に至る) 2018年6月 当社取締役戦略統括本部副本部長兼戦略統括本部グループ経営管理室長 2021年6月 当社取締役戦略統括本部副本部長(現在に至る)	(注)3	-
取締役 営業本部東日本営業部長 構造システム営業部長	久保 好永	1960年7月16日生	1983年4月 当社に入社 2004年12月 当社東京支店長 2007年7月 当社参与東関東・北海道エリア長兼東京支店長 2008年2月 当社参与営業推進部長 2011年6月 当社執行役員営業推進部長 2015年3月 当社執行役員営業本部西日本営業部長兼営業推進部長 2017年6月 当社執行役員営業推進部長 2018年6月 当社取締役営業本部東日本営業部長兼関東ブロック長兼構造システム営業部長 2020年4月 当社取締役営業本部東日本営業部長兼構造システム営業部長(現在に至る)	(注)3	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 総務人事部長	向原 政昭	1959年9月22日生	1983年4月 当社に入社 2000年4月 当社総務人事部総務課長 2004年8月 Juken Nissho Ltd.(現Juken New Zealand Ltd.) 出向 2009年3月 当社経営統括本部統括管理室課長 2011年5月 当社経営統括本部統括管理室次長 2012年6月 当社経営統括本部社長室長 2014年4月 当社社長室長 2015年6月 当社執行役員社長室長 2020年6月 当社取締役総務人事部長(現在に至る)	(注)3	2
取締役 製造本部本部長 本社製造部長	松本 真明	1960年4月18日生	1983年4月 当社に入社 1998年7月 住建(上海)有限公司出向 2000年4月 住建(上海)有限公司工場長 2004年8月 当社製造本部東海製造部豊橋工場次長 2007年6月 当社製造本部東海製造部蒲郡工場次長 2013年7月 Juken Sangyo(Phils.)Corp.出向 同 Juken Sangyo(Phils.)Corp.工場長 2016年6月 当社執行役員、Juken Sangyo(Phils.)Corp.工場長 2016年8月 当社執行役員製造本部本社製造部長 2020年6月 ㈱ベルキッチン代表取締役社長(現在に至る) 同 当社取締役製造本部本部長兼本社製造部長(現在に至る)	(注)3	-
取締役 経理部長	野口 貴博	1962年11月24日生	1986年4月 ㈱広島銀行に入行 2011年4月 ㈱広島銀行神戸支店長 2014年4月 ㈱広島銀行融資企画部長 2017年4月 ㈱広島銀行広島西支店長 2019年10月 当社に入社 同 当社執行役員情報システム部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役経理部長(現在に至る)	(注)3	2
取締役 情報システム部長	伊永 成伸	1968年6月15日生	1991年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほ銀行)に入行 2008年7月 ㈱みずほフィナンシャルグループ次期システム検討プロジェクトチーム参事役 2013年7月 ㈱みずほ銀行IT・システム統括第二部参事役 2017年7月 ㈱みずほ銀行欧州事務・システム部参事役(ロンドン駐在) 2019年10月 ㈱みずほ銀行IT・システム統括第一部参事役 2020年6月 当社に入社、執行役員情報システム部長 2021年6月 当社取締役情報システム部長(現在に至る)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	秦 清	1947年3月17日生	1974年4月 弁護士登録（現在に至る） 1999年4月 広島弁護士会会長兼中国地方弁護士連合会理事長 2004年7月 広島市安佐北区選挙管理委員会委員長 2006年5月 ㈱アスティ 社外監査役 2008年4月 広島県呉市公平委員会委員長（現在に至る） 2009年9月 広島県呉市情報公開審査会委員兼同市個人情報保護審議会委員（現在に至る） 2011年7月 年金記録確認広島地方第三者委員会委員 2012年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役（現在に至る） 同 広島電鉄㈱社外取締役 2016年4月 広島県呉市行政不服審査会委員（現在に至る） 2017年4月 中国四国地方年金記録訂正審議会会長	(注) 4	-
取締役	石橋 三千男	1948年1月11日生	1980年3月 公認会計士登録（現在に至る） 1980年6月 税理士登録（現在に至る） 1986年11月 (有)経理部長（現(有)FIS経営研究所）代表取締役（現在に至る） 1992年2月 清友監査法人代表社員 2010年6月 日本公認会計士協会中国会会長 2011年5月 ㈱ひろしまイノベーション推進機構社外取締役（現在に至る） 2016年6月 当社取締役（現在に至る） 2017年5月 マックスバリュ西日本㈱社外監査役（現在に至る）	(注) 3	-
常勤監査役	江草 善行	1958年7月30日生	1981年4月 当社に入社 1995年5月 当社神戸営業所所長 2002年3月 当社東海製造部総務課課長代理 2004年8月 当社総務人事部総務課長 2014年8月 当社総務人事部次長兼総務課長 2018年8月 当社総務人事部シニアマネージャー（人事担当） 2020年6月 当社常勤監査役（現在に至る）	(注) 5	9
監査役	早田 三樹夫	1956年1月23日生	1979年4月 当社に入社 1997年5月 当社総務人事部人事課長 2003年4月 当社収納システム工場事業管理課長 2005年4月 当社情報システム部システム開発課長兼運用管理課長 2008年4月 当社内部監査室課長 2009年3月 当社内部監査室長 2020年6月 当社監査役（現在に至る）	(注) 5	12

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役	三輪 洋二	1950年5月22日生	2003年7月 三次税務署長 2005年7月 廿日市税務署長 2006年7月 広島国税局調査査察部査察管理課長 2007年7月 広島国税局調査査察部調査管理課長 2008年7月 広島国税局調査査察部次長 2009年7月 広島国税局調査査察部長 2010年7月 株式会社TM総合企画代表取締役(現在に至る) 2010年8月 同 税理士登録(現在に至る) 同 同 税理士事務所開設(現在に至る) 2011年1月 住吉工業株式会社監査役(非常勤)(現在に至る) 2012年6月 住吉運輸株式会社監査役(非常勤)(現在に至る) 2013年6月 当社監査役(現在に至る) 株式会社ツチダ監査役(非常勤)(現在に至る)	(注)5	-
監査役	森川 和彦	1952年11月13日生	1989年4月 弁護士登録(現在に至る) 1995年4月 広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会委員(現在に至る) 2002年7月 白鳥総合法律事務所所長(現在に至る) 2003年4月 広島弁護士会副会長 2007年4月 中国地方弁護士会連合会民暴委員会委員長 2008年4月 財団法人暴力追放広島県民会議理事 2011年6月 有信興産株式会社取締役(非常勤) 2014年1月 広島信用金庫員外監事(非常勤)(現在に至る) 2014年4月 公益財団法人暴力追放広島県民会議代表理事(現在に至る) 2015年6月 当社監査役(現在に至る) 2017年4月 一般財団法人緑風会会長(現在に至る)	(注)5	-
計					2,673

- (注) 1. 取締役 秦清、石橋三千男の2氏は、社外取締役です。
2. 監査役 三輪洋二、森川和彦の2氏は、社外監査役です。
3. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
5. 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しています。執行役員は8名で、開発営業部長 伊藤慎次郎、技術開発部長兼品質管理部長兼(株)ウッドジョイ担当 清水隆、東海製造部長 藤川正一、営業推進部長兼商環境開発部長兼特需営業部長 迫田浩治、営業本部中部・北陸ブロック長 大西敦司、戦略統括本部 戦略企画室長兼事業開発室長 村澤貴史、物流部長 竹内義明、購買部長 福岡弘で構成しています。
7. 当社は法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
大松 洋二	1963年5月29日生	1993年4月 同 2002年1月 2002年7月 2004年4月 2005年5月 2018年5月 2019年4月 弁護士登録(現在に至る) 白島綜合法律事務所(現在に至る) 広島青年会議所理事 白島綜合法律事務所副所長(現在に至る) 広島弁護士会副会長 広島弁護士協同組合理事(現在に至る) 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長(現在に至る) 広島弁護士会司法修習委員会委員長(現在に至る)	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までです。

社外役員の状況(人数は2021年6月28日現在)

当社の社外取締役は2名です。取締役 秦清氏は弁護士であり、その専門的な知識・経験等が、客観的視点による内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等に活き、ひいては取締役会の透明性の一層の向上と監督機能の強化につながるものと判断しています。また、取締役 石橋三千男氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、その専門的な知識・経験等により当社の内部統制機能、監督機能の強化を図ることができると判断しています。なお、2氏と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について記載すべき事項はありません。

当社の社外監査役は2名です。監査役 三輪洋二氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。また、監査役 森川和彦氏は弁護士であり、企業法務に関する専門的な知識・経験等を有するものであり、2氏ともに、専門的な観点から客観的な監査ができ、監査体制の強化を図ることができると判断しています。なお、2氏と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について記載すべき事項はありません。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所の定める独立性基準に準じて選定しています。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、原則毎月1回開催される監査役会にオブザーバーとして参加し、社外監査役を含めた監査役、監査役会と情報共有、意見交換等を行っています。

当社の社外監査役は、監査役会において、監査役、内部監査室が行った監査結果の情報を入手し、意見交換等を行っています。

また、1年に数回、監査役、社外監査役、社外取締役、会計監査人、内部監査室等が参加する会議を設けています。

これにより、社外取締役、社外監査役は、内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携を図っています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況（人数は2021年6月28日現在）

a. 監査役監査の組織、人員及び手続き

当社は、社外監査役2名を含む監査役4名で監査役会を構成しています。
監査役会で定めた監査の方針、監査計画に従い、監査活動を行っています。
監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
内部監査室のほか、総務人事部、経理部等のスタッフも適時監査役の監査業務を補助しています。内部監査室、社外役員、会計監査人と相互に連携して監査を行い、定期的に情報交換、意見交換を行っています。なお、社外監査役 三輪洋二氏は税理士資格を、社外監査役 森川和彦氏は弁護士資格をそれぞれ有しています。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数（出席率）
常勤監査役	田中文雄	4回/4回（100%）
常勤監査役	江草善行	9回/9回（100%）
監査役	佐藤 寛	4回/4回（100%）
監査役	早田三樹夫	9回/9回（100%）
社外監査役	三輪洋二	13回/13回（100%）
社外監査役	森川和彦	13回/13回（100%）

（注）常勤監査役 田中文雄及び監査役 佐藤寛の監査役会出席状況は、当事業年度において2020年6月25日退任以前に開催された監査役会を対象としており、常勤監査役 江草善行及び監査役 早田三樹夫の監査役会出席状況は、2020年6月25日就任以降に開催された監査役会を対象としています。

監査役は、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社・工場及び主要な事業所における業務及び財産状況の調査、子会社からの事業報告の記載内容についての確認を行っています。また、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、期中に定期的に監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、密接な連携を図っています。

常勤監査役の活動としては、監査役会で定めた監査の方針及び業務の分担に従い、必要に応じて、国内外の連結グループ会社に関する監査やガバナンス強化等の確認を行うとともに、会計監査人及び内部監査部門との情報交換を実施しています。

c. 監査役会における主な検討事項

監査役会において、監査方針や監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の評価及び選任等、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議議案内容等に関して審議いたしました。

内部監査の状況（人数は2021年6月28日現在）

当社の内部監査の組織については、内部監査室（3名）が法令・規定等の遵守状況および業務の効率性などを定期的に監査し、その監査結果を監査役に報告し、かつ、被監査部門にフィードバックしています。指摘事項については、被監査部門が改善を行い、その結果を内部監査室へ報告することを求めており、確実な改善を行うように努めています。内部監査にはできる限り監査役も同行し、連携を図って監査を行っています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

暁和監査法人

従来より、当社が監査証明を受けている西日本監査法人は、2020年9月1日付をもって日比谷監査法人と合併し、名称を暁和監査法人に変更しています。

b. 継続監査期間

2007年3月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

大藪 俊治

日浦 祐介

なお、継続監査年数については、両名とも7年以内のため記載を省略しています。

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、会計士試験合格者等 2名、その他 5名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しています。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。その方法は、品質、独立性、専門性、職務執行体制、経営陣および監査役等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等について毎期、評価を行った上で、監査役会決議により、選定しています。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	35	-	35	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35	-	35	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する監査報酬を決定するにあたり、会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、当社の関係部署及び会計監査人からの関係書類の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、監査見積り額の算出根拠及び当社と同業種との比較結果などを検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その概要は次のとおりです。

（基本方針）

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

（決定方針）

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金、賞与（業績連動報酬等）並びに新株予約権（非金銭報酬等）により構成します。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑みて基本報酬のみを支払うものとします。

基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、役位や職務内容、対象期間の期待貢献度および連結業績、人事担当役員の意見などを考慮して、株主総会で承認いただいている取締役の報酬年額を上限として決定するものとします。また、定時株主総会において株主の皆様にご判断をお願いし、ご承認をいただけた場合に、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準（役位、在籍期間、貢献度等）に従い、相当額の範囲内で、取締役退任時に退職慰労金を支給するものとします。ただし、退職慰労金は、社外取締役には支給しません。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高めるため、各事業年度の連結の「売上高」、「経常利益」、「純利益」等の業績指標の目標値を達成した場合に、達成の度合いおよび各取締役の担当業務の業績を踏まえた評価配分に応じて、定時株主総会終了後に開催される取締役会の承認後、現金による賞与を支給するものとします。ただし、賞与は、社外取締役には支給しません。なお、目標となる業績指標は、単年度経営計画策定時に設定します。賞与の総額は、株主総会においてご承認いただいている取締役の報酬年額から、基本報酬の総額を差し引いた額を上限とします。業績連動報酬に係る指標である連結の売上高、経常利益、純利益等の目標値は、取締役会決議により、業績予想値を踏まえて設定しております。当事業年度については、連結の売上高の実績値は59,076百万円、経常利益の実績値は2,068百万円、純利益の実績値は1,170百万円であり、その他の目標も含め、いずれも目標値を達成しました。

非金銭報酬等は、取締役の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、取締役に対して新株予約権を付与するものとします。ただし、新株予約権は、社外取締役には付与しません。新株予約権は、株主総会で承認いただいている新株予約権に関する報酬等の額を上限として毎年7月に発行するものとします。取締役個人別の割当て個数は、役割に応じて定める配分比率に基づき、人事担当役員が素案を作成し、取締役会が決定するものとします。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種、業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、各事業年度の連結の「売上高」、「経常利益」、「純利益」等の業績指標およびその他業績等を助案のうえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とします。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額3億円以内と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役0名）です。

ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額は、当該金銭報酬とは別枠で、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額5億円以内と決議されています。当該定時総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役0名）です。

また、2020年6月25日開催の第68回定時株主総会において、株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限を200個とすること、新株予約権の払込金額は無償とすること、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類および数は当社普通株式100株とすること、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という）に目的株式数を乗じた金額とすること、行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とするが、当該金額が新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は当該終値とすること等が決議されています。当該定時総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額4千万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長中本祐昌が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長に対し、人事担当役員の見解を聴取することを委任の条件とし、その意見を考慮するよう求めており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役会の活動内容

当事業年度の取締役の報酬等を決定するにあたっては、取締役会が合計2回開催されています。

取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	142	105	10	23	2	11
監査役 (社外監査役を除く)	10	10	-	-	-	4
社外役員	12	12	-	-	-	4

(注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役7名の使用人給与及び賞与47百万円を支給しています。

2. 上記の退職慰労金等には、役員退職慰労金の当事業年度における引当金繰入額、取締役8名18百万円が含まれています。

3. 取締役には、2020年6月25日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいません。

4. 監査役には、2020年6月25日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでいません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、お客様や取引先などの中・長期的な関係の維持、取引の拡大やシナジー効果が得られることを期待して保有するものか否かを基準としています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、お客様や取引先などの中・長期的な関係の維持、取引の拡大やシナジー効果が得られると期待して、純投資目的以外の目的である株式を保有しています。年に1回取締役会において、上場されている全ての銘柄について「配当金額」「株価」「1年間の取引状況」「保有目的」などにより、個別にかつ総合的に検証を行い、継続保有するか否かの判断をしています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	12
非上場株式以外の株式	20	2,275

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	2
非上場株式以外の株式	1	1

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友林業(株)	489,000	489,000	(保有目的) 当社の販売先及び仕入先であり中・長期的な取引の拡大など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	有
	1,166	677		
大和ハウス工業(株)	110,000	110,000	(保有目的) 当社の販売先であり中・長期的な取引の拡大など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	356	294		
(株)ヨンドシーホールディングス	173,700	173,700	(保有目的) 当社と同社の株式の安定した関係の維持のため(注)4	無
	334	337		
凸版印刷(株)	53,000	53,000	(保有目的) 当社と同社との印刷物や材料仕入等の安定した取引関係の維持、強化を図るため(注)4	有
	99	87		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
OCHIホールディングス(株)	64,530	64,530	(保有目的)当社の販売先であり中・長期的な取引の拡大など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	85	97		
JKホールディングス(株)	59,990	59,990	(保有目的)当社の販売先であり中・長期的な取引の拡大など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	有
	52	41		
スターツコーポレーション(株)	15,000	15,000	(保有目的)販売先及び社宅管理代行委託会社であり販売拡大や賃借物件に関する優良な情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	43	30		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	6,700	(保有目的)当社の取引金融機関であり資金借入取引や営業情報における情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	26	17		
ジューテックホールディングス(株)	21,850	21,850	(保有目的)当社の販売先であり中・長期的な取引の拡大など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	22	21		
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	28,050	(保有目的)当社の取引金融機関であり資金借入取引や営業情報における情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	20	17		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	6,300	6,300	(保有目的)損害保険会社として当社にとって有益な保険に関する情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	20	19		
(株)太平製作所	8,000	8,000	(保有目的)当社と同社との製造機械・部品購入等の安定した取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	13	13		
第一生命ホールディングス(株)	5,500	5,500	(保有目的)生命保険会社として当社にとって有益な保険に関する情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	10	7		
兼房(株)	15,800	15,800	(保有目的)当社と同社との製造部品購入等の安定した取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	10	9		
(株)みずほフィナンシャルグループ(注)2	4,736	47,360	(保有目的)当社の主要取引金融機関であり資金借入取引や営業情報、海外展開における情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	7	5		
(株)ひろぎんホールディングス(注)3	2,500	2,500	(保有目的)当社の主要取引金融機関であり資金借入取引や営業情報における情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	1	1		
東洋証券(株)	6,000	6,000	(保有目的)副幹事証券として株式市場に関する情報提供など同社との良好な取引関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	1	0		
(株)土屋ホールディングス	5,000	5,000	(保有目的)同社との良好な関係の維持、強化を図るため(注)4	無
	0	0		
菊水化学工業(株)	2,000	2,000	(保有目的)同社との良好な関係の維持、強化を図るため(注)4	有
	0	0		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大建工業(株)	200	200	(保有目的)同業他社である同社の業界 動向の情報収集のため(注)4	無
	0	0		
(株)エムジーホーム	-	2,400	当社は当事業年度末時点で、同社株式を 全株売却(注)4	無
	-	0		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ひろぎんホール ディングス(注)3	439,000	439,000	(保有目的)株式信託に係る議決権帰 属、当社の主要取引金融機関であり、資 金借入取引や営業情報における情報提供 など同社との良好な取引関係の維持、強 化を図るため(注)4	無
	302	203		
(株)A V A N T I A	48,000	48,000	(保有目的)株式信託に係る議決権帰 属、当社の販売先であり中・長期的な取 引の拡大など同社との良好な取引関係の 維持、強化を図るため(注)4	無
	44	29		
(株)みずほフィナン シャルグループ (注)2	24,800	248,000	(保有目的)株式信託に係る議決権帰 属、当社の主要取引金融機関であり、資 金借入取引や営業情報、海外展開におけ る情報提供など同社との良好な取引関係 の維持、強化を図るため(注)4	無
	40	31		
(株)東京海上ホール ディングス	5,418	5,418	(保有目的)株式信託に係る議決権帰 属、損害保険会社として、当社にとって 有益な保険に関する情報提供など同社と の良好な取引関係の維持、強化を図るた め(注)4	無
	29	27		

- (注)1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。
2. (株)みずほフィナンシャルグループは、2020年10月1日付で、普通株式10株につき、1株の割合で株式併合を行っています。
3. (株)広島銀行は、株式移転により2020年10月1日付で、持株会社である(株)ひろぎんホールディングスを設立しています。この株式移転に伴い、(株)広島銀行の普通株式1株につき、(株)ひろぎんホールディングスの普通株式1株の割合で割当を受けています。
4. (定量的な保有効果)当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法を記載いたします。当社は年1回取締役会において個別の政策保有株式について「配当金額」、「株価」、「取引状況」、「保有目的」などの観点から保有の適否を検証しており、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しています。

保有目的が純投資目的である投資株式

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、暁和監査法人により監査を受けています。

なお、従来より、当社が監査証明を受けている西日本監査法人は、2020年9月1日付をもって日比谷監査法人と合併し、名称を暁和監査法人に変更しています。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,614	8,377
受取手形及び売掛金	7,389	8,084
商品及び製品	3,968	4,056
仕掛品	1,733	1,609
原材料及び貯蔵品	6,020	6,249
その他	675	419
貸倒引当金	16	30
流動資産合計	26,385	28,766
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 6,809	1 8,240
機械装置及び運搬具（純額）	1 4,402	1 4,626
土地	2 13,399	2 15,517
建設仮勘定	1,051	875
立木	2 14,021	2 17,070
その他（純額）	1 2,956	1 3,772
有形固定資産合計	42,642	50,102
無形固定資産	691	848
投資その他の資産		
投資有価証券	1,829	2,448
繰延税金資産	21	24
美術品	7,951	7,831
その他	1,259	1,253
貸倒引当金	93	132
投資その他の資産合計	10,968	11,424
固定資産合計	54,303	62,375
資産合計	80,688	91,142

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,406	3,744
電子記録債務	2,559	2,724
短期借入金	2,477,145	2,487,707
未払法人税等	520	438
1年内償還予定の社債	-	300
賞与引当金	316	311
役員賞与引当金	-	10
その他	2,940	2,597
流動負債合計	16,890	18,833
固定負債		
社債	3,300	3,000
長期借入金	2,420,476	2,423,615
繰延税金負債	291	819
役員退職慰労引当金	396	344
退職給付に係る負債	1,128	1,021
その他	1,708	2,378
固定負債合計	27,300	31,180
負債合計	44,191	50,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,519	7,519
利益剰余金	22,042	22,926
自己株式	2,121	2,122
株主資本合計	34,765	35,648
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	466	901
為替換算調整勘定	585	3,538
退職給付に係る調整累計額	160	6
その他の包括利益累計額合計	891	4,433
新株予約権	157	150
非支配株主持分	682	897
純資産合計	36,497	41,129
負債純資産合計	80,688	91,142

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	63,566	59,076
売上原価	64,407	64,015
売上総利益	19,159	18,060
販売費及び一般管理費	1,218	1,717
営業利益	1,941	2,343
営業外収益		
受取利息	41	10
受取配当金	64	69
仕入割引	38	33
受取賃貸料	185	190
為替差益	-	258
その他	123	91
営業外収益合計	452	654
営業外費用		
支払利息	336	363
売上割引	426	385
為替差損	423	-
その他	191	180
営業外費用合計	1,378	929
経常利益	1,015	2,068
特別利益		
固定資産売却益	32	310
投資有価証券売却益	54	0
新株予約権戻入益	8	10
その他	43	-
特別利益合計	110	22
特別損失		
固定資産売却損	41	40
投資有価証券売却損	98	-
減損損失	565	5105
操業休止関連費用	-	37
その他	200	17
特別損失合計	365	160
税金等調整前当期純利益	759	1,929
法人税、住民税及び事業税	623	499
法人税等調整額	680	235
法人税等合計	57	734
当期純利益	817	1,195
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失()	11	24
親会社株主に帰属する当期純利益	829	1,170

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	817	1,195
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	171	434
為替換算調整勘定	2,723	3,144
退職給付に係る調整額	33	152
その他の包括利益合計	2,928	3,731
包括利益	2,111	4,927
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,927	4,712
非支配株主に係る包括利益	183	214

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,324	7,519	21,577	2,120	34,301
会計方針の変更による累積的影響額			14		14
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,324	7,519	21,563	2,120	34,287
当期変動額					
剰余金の配当			349		349
親会社株主に帰属する当期純利益			829		829
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分					-
自己株式処分差損の振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	479	0	478
当期末残高	7,324	7,519	22,042	2,121	34,765

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	637	3,135	124	3,648	160	866	38,976
会計方針の変更による累積的影響額						0	15
会計方針の変更を反映した当期首残高	637	3,135	124	3,648	160	866	38,961
当期変動額							
剰余金の配当							349
親会社株主に帰属する当期純利益							829
自己株式の取得							0
自己株式の処分							-
自己株式処分差損の振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	171	2,550	35	2,756	2	183	2,942
当期変動額合計	171	2,550	35	2,756	2	183	2,464
当期末残高	466	585	160	891	157	682	36,497

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,324	7,519	22,042	2,121	34,765
当期変動額					
剰余金の配当			286		286
親会社株主に帰属する当期純利益			1,170		1,170
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分					-
自己株式処分差損の振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	883	0	883
当期末残高	7,324	7,519	22,926	2,122	35,648

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	466	585	160	891	157	682	36,497
当期変動額							
剰余金の配当							286
親会社株主に帰属する当期純利益							1,170
自己株式の取得							0
自己株式の処分							-
自己株式処分差損の振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	434	2,953	153	3,541	7	214	3,748
当期変動額合計	434	2,953	153	3,541	7	214	4,631
当期末残高	901	3,538	6	4,433	150	897	41,129

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	759	1,929
減価償却費	2,644	3,040
減損損失	65	105
固定資産除売却損益(は益)	11	5
投資有価証券売却損益(は益)	43	0
事業再編損	41	0
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	52
賞与引当金の増減額(は減少)	12	6
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	44	117
受取利息及び受取配当金	105	79
支払利息	336	363
為替差損益(は益)	53	45
売上債権の増減額(は増加)	516	569
たな卸資産の増減額(は増加)	591	205
仕入債務の増減額(は減少)	214	300
その他	83	360
小計	4,699	5,058
利息及び配当金の受取額	105	79
利息の支払額	346	399
事業再編による支出	41	0
役員退職慰労金の支払額	0	84
法人税等の支払額	372	565
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,044	4,088
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	30	8
有形固定資産の取得による支出	2,648	5,048
有形固定資産の売却による収入	8	14
投資有価証券の取得による支出	1	0
投資有価証券の売却による収入	156	4
連結の範囲の変更を伴う関係会社出資金の売却による収入	2,735	-
その他	522	231
投資活動によるキャッシュ・フロー	303	5,270
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	705	282
長期借入れによる収入	14,386	8,383
長期借入金の返済による支出	15,150	4,561
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	351	287
その他	329	416
財務活動によるキャッシュ・フロー	740	2,835
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	100
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,015	1,753
現金及び現金同等物の期首残高	3,568	6,583
現金及び現金同等物の期末残高	6,583	8,337

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社ウッドジョイ

株式会社フォレストワン

Juken New Zealand Ltd.

Juken Sangyo (Phils.) Corp.

沃達王(上海)建材有限公司

PT. Woodone Integra Indonesia

沃達王國際有限公司

株式会社ベルキッチン

上海倍樂厨業有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

当社には、当連結会計年度末において、持分法適用の関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、沃達王(上海)建材有限公司、PT. Woodone Integra Indonesia及び上海倍樂厨業有限公司の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっています。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっています。

デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法によっています。

たな卸資産

評価基準は原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっています。

商品・製品・仕掛品・原材料(主要材料)は、主として移動平均法によっています。

原材料(補助材料)・貯蔵品は、主として最終仕入原価法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、主として定額法を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっています。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。なお、耐用年数について当社及び国内連結子会社は、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっていますが、海外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっています。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」)を適用しています。IFRS第16号により、リースの借り手は原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しています。なお、当連結会計年度においては計上していません。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しています。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しています。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しています。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としています。

また金利関連は金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としています。

ヘッジ方針

内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針です。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっています。

なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略しています。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えています。なお、当連結会計年度における為替予約取引及び金利スワップ取引はありません。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却をしています。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

立木勘定の金額には、連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額（当連結会計年度は114百万円「1百万ニュージーランドドル」、前連結会計年度は134百万円「2百万ニュージーランドドル」）を含めています。

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額 繰延税金資産24百万円 繰延税金負債819百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金に対し、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しています。

繰延税金資産及び負債は、期末日までに制定又は実質的に制定されている税率に基づいて、当該資産が実現されるもしくは負債が決済される年度に適用されると予想される税率により算定しており、繰延税金資産と繰延税金負債は、同一納税主体ごとに相殺した額の合計を表示しています。

将来の課税所得見込額については、過去の業績や将来の業績予測、市況等を勘案して見積もっていますが、課税所得が生じる時期及び金額は、その時の実績や将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度計上額 固定資産の減損損失 105百万円(美術品)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として固定資産をグルーピングし、各固定資産グループの減損の兆候の判定を行い、減損の兆候が生じている固定資産グループについて、回収可能価額を見積り、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した鑑定評価により、回収可能価額を見積り、帳簿価額に対して回収可能価額が著しい下落をしている美術品について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損損失の金額に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難ですが、当連結会計年度末で入手可能な情報等を踏まえ、翌連結会計年度以降は、当連結会計年度に比べ緩やかに回復すると仮定して、当連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っています。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「新株予約権戻入益」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた8百万円は、「新株予約権戻入益」として組み替えています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別利益」の「訴訟損失引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「訴訟損失引当金戻入額」に表示していた38百万円は、「その他」として組み替えています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別損失」の「事業再編損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「事業再編損」に表示していた41百万円は、「その他」として組み替えています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「特別損失」の「和解金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「和解金」に表示していた140百万円は、「その他」として組み替えています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	69,422百万円	74,035百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
土地	1,110百万円	1,327百万円
立木	14,021	17,070
計	15,132	18,397

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	2,155百万円	2,510百万円
長期借入金	4,802	5,670
計	6,957	8,180

3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
受取手形割引高	300百万円	137百万円

4 財務制限条項

前連結会計年度
(2020年3月31日)当連結会計年度
(2021年3月31日)

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2020年3月31日現在借入金残高2,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	5,000百万円
借入実行総額	2,000
借入未実行残高	3,000

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2019年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,500百万円、2020年3月31日現在借入金残高4,350百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,500百万円
借入実行総額	4,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2020年9月28日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2021年3月31日現在借入金残高2,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	5,000百万円
借入実行総額	2,000
借入未実行残高	3,000

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2021年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2020年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2021年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,500百万円、2021年3月31日現在借入金残高4,050百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,500百万円
借入実行総額	4,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

前連結会計年度
(2020年3月31日)当連結会計年度
(2021年3月31日)

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,100百万円、2020年3月31日現在借入金残高3,800百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,100百万円
借入実行総額	4,100
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2020年3月31日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	1,500百万円
借入実行総額	1,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

各年度の決算期の末日において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日（2019年3月期末日）における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。

営業利益の維持

2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,100百万円、2021年3月31日現在借入金残高3,200百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,100百万円
借入実行総額	4,100
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2021年3月31日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	1,500百万円
借入実行総額	1,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

各年度の決算期の末日において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日（2020年3月期末日）における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。

営業利益の維持

2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
運送費	4,134百万円	3,771百万円
広告宣伝費	820	650
給料手当	4,171	4,052
賞与引当金繰入額	196	194
役員退職慰労引当金繰入額	26	22
退職給付費用	179	226
賃借料	1,036	994
役員賞与引当金繰入額	-	10
貸倒引当金繰入額	8	40

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	256百万円	243百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	2百万円	8百万円
その他(有形固定資産)	0	0
美術品	-	1
計	2	10

4 固定資産売却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他(有形固定資産)	0百万円	0百万円
美術品	0	-
計	1	0

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県廿日市市	生産設備	機械装置	0
	美術品	美術品等	65
計			65

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしていません。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を用いており、その時価を売却見込額等から算出しています。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
本社 広島県廿日市市	美術品	美術品等	105
計			105

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしていません。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしています。この遊休資産に関して回収可能価額は、帳簿価額を正味売却価額まで減額しています。

美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は、正味売却価額を用いており、その時価を売却見込額等から算出しています。

6 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	182百万円	85百万円
販売費及び一般管理費	12	8

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	286百万円	621百万円
組替調整額	46	0
税効果調整前	239	621
税効果額	68	186
その他有価証券評価差額金	171	434
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,723	3,144
組替調整額	-	-
為替換算調整勘定	2,723	3,144
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	72	123
組替調整額	25	97
税効果調整前	47	220
税効果額	13	68
退職給付に係る調整額	33	152
その他の包括利益合計	2,928	3,731

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	9,841	-	-	9,841

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	510	0	-	511

(注)増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2011年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	10
	2012年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	6
	2013年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	22
	2014年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	41
	2015年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	30
	2016年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	23
	2017年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	15
	2018年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	6
	2019年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1
合計			-	-	-	-	157

(注)2018年及び2019年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	174	18.75	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	174	18.75	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174	18.75	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	9,841	-	-	9,841

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	511	0	-	511

（注）増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	6	
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	22	
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	41	
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	30	
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	23	
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	15	
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	7	
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	2	
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	1	
合計			-	-	-	150	

（注）2019年及び2020年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	174	18.75	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	111	12.00	2020年9月30日	2020年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	111	12.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	6,614百万円	8,377百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	30	40
現金及び現金同等物	6,583	8,337

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引及びIFRS第16号「リース」適用子会社における使用权資産

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コンピュータ関係設備(その他「工具、器具及び備品」)及び山林です。

無形固定資産

ソフトウェアです。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	226百万円	208百万円
1年超	237	58
合計	464	266

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰り計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。長期的な資金は、長期借入金及び社債として銀行や社債市場より調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されていますが、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。

借入金及び社債は、主に設備投資や長期性資産に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であり、金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、一部の長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、一部の海外連結子会社における電力価格の変動リスクに対するヘッジを目的としたスワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信稟議規程に従い、営業債権について、営業部門における営業推進部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の与信稟議規程に準じて、同様の管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、実需の範囲内で一部先物為替予約を利用してヘッジしています。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部金利スワップ取引を利用しています。さらに、一部の海外連結子会社における電力価格の変動リスクに対するヘッジを目的としてスワップ取引を利用しています。

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内管理規程に従い、経理部が執行及び管理を行っています。為替予約等の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっています。連結子会社についても、当社の社内管理規程に準じた管理を行っています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,614	6,614	-
(2) 受取手形及び売掛金	7,389	7,389	-
(3) 投資有価証券	1,811	1,811	-
資産計	15,816	15,816	-
(1) 支払手形及び買掛金	3,406	3,406	-
(2) 電子記録債務	2,559	2,559	-
(3) 短期借入金	7,145	7,145	-
(4) 1年内償還予定の社債	-	-	-
(5) 社債	3,300	3,265	34
(6) 長期借入金	20,476	20,445	31
負債計	36,888	36,823	65
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,377	8,377	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,084	8,084	-
(3) 投資有価証券	2,432	2,432	-
資産計	18,894	18,894	-
(1) 支払手形及び買掛金	3,744	3,744	-
(2) 電子記録債務	2,724	2,724	-
(3) 短期借入金	8,707	8,707	-
(4) 1年内償還予定の社債	300	300	-
(5) 社債	3,000	2,975	24
(6) 長期借入金	23,615	23,585	29
負債計	42,091	42,037	54
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	17	15

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	6,614	-
受取手形及び売掛金	7,389	-
合計	14,004	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	8,377	-
受取手形及び売掛金	8,084	-
合計	16,462	-

4. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,993	-	-	-	-	-
社債	-	300	-	-	3,000	-
長期借入金	4,152	5,008	5,377	2,663	7,174	251
合計	7,145	5,308	5,377	2,663	10,174	251

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,683	-	-	-	-	-
社債	300	-	-	3,000	-	-
長期借入金	6,023	7,027	4,772	8,939	2,360	515
合計	9,007	7,027	4,772	11,939	2,360	515

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,665	961	704
	その他	-	-	-
	小計	1,665	961	704
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	145	171	25
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	145	171	25
合計		1,811	1,133	678

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

また、非上場株式(連結貸借対照表計上額 17百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,293	988	1,304
	その他	-	-	-
	小計	2,293	988	1,304
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	138	144	5
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	138	144	5
合計		2,432	1,133	1,299

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

また、非上場株式(連結貸借対照表計上額 15百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	155	54	98
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	155	54	98

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	4	0	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	4	0	-

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度において、投資有価証券の非上場株式について0百万円減損処理を行っています。

なお、時価のない株式の減損処理にあたっては、当該株式の実質価格が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、株式の実質価格が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な証拠によって裏づけられる場合を除き、減損処理をしています。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度です。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

なお、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。

退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,511百万円	1,537百万円
勤務費用	107	118
利息費用	17	19
数理計算上の差異の発生額	21	12
退職給付の支払額	121	119
退職給付債務の期末残高	1,537	1,568

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	477百万円	408百万円
期待運用収益	0	0
数理計算上の差異の発生額	68	137
退職給付の支払額	0	-
年金資産の期末残高	408	546

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,537百万円	1,568百万円
年金資産	408	546
	1,128	1,021
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,128	1,021
	1,128	1,021
退職給付に係る負債	1,128	1,021
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,128	1,021

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	107百万円	118百万円
利息費用	17	19
期待運用収益	0	0
数理計算上の差異の費用処理額	25	97
確定給付制度に係る退職給付費用	150	234

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
数理計算上の差異	47	220
合計	47	220

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	228	8
合計	228	8

(7) 年金資産に関する事項

年金資産（退職給付信託）の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	72%	77%
現金及び預金	28	23
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
長期期待運用収益率	0%	0%

但し、在外子会社の割引率においては、前連結会計年度4.84～7.80%、当連結会計年度4.93～6.90%です。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度110百万円、当連結会計年度108百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費	6	3

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	8	10

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、当社執行役員8名	当社取締役7名、当社執行役員6名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 19,600株	普通株式 18,800株
付与日	2011年7月27日	2012年7月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	2011年7月27日から2013年7月27日まで	2012年7月27日から2014年7月27日まで
権利行使期間	2013年7月28日から2020年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	2014年7月28日から2021年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、当社執行役員6名	当社取締役7名、当社執行役員6名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 40,000株	普通株式 80,000株
付与日	2013年7月25日	2014年7月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	2013年7月25日から2015年7月25日まで	2014年7月29日から2016年7月29日まで
権利行使期間	2015年7月26日から2022年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	2016年7月30日から2023年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、当社執行役員5名	当社取締役8名、当社執行役員6名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 90,000株	普通株式 100,000株
付与日	2015年7月28日	2016年7月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	2015年7月28日から2017年7月28日まで	2016年7月19日から2018年7月19日まで
権利行使期間	2017年7月29日から2024年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	2018年7月20日から2025年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	2017年ストック・オプション	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員5名	当社取締役8名、当社執行役員7名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 80,000株	普通株式 50,000株
付与日	2017年7月20日	2018年7月20日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	2017年7月20日から2019年7月20日まで	2018年7月20日から2020年7月20日まで
権利行使期間	2019年7月21日から2026年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	2020年7月21日から2027年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員9名	当社取締役8名、当社執行役員9名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 30,000株	普通株式 20,000株
付与日	2019年7月22日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	2019年7月22日から2021年7月22日まで	2020年7月22日から2022年7月22日まで
権利行使期間	2021年7月23日から2028年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。	2022年7月23日から2029年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができます。

(注) 株式数に換算して記載しています。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	2011年 ストック・オ プション	2012年 ストック・オ プション	2013年 ストック・オ プション	2014年 ストック・オ プション	2015年 ストック・オ プション
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	-	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-	-
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	19,600	18,800	40,000	80,000	90,000
権利確定(株)	-	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	19,600	-	-	-	-
未行使残(株)	-	18,800	40,000	80,000	90,000

	2016年 ストック・オ プション	2017年 ストック・オ プション	2018年 ストック・オ プション	2019年 ストック・オ プション	2020年 ストック・オ プション
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	-	-	50,000	30,000	-
付与(株)	-	-	-	-	20,000
失効(株)	-	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	50,000	-	-
未確定残(株)	-	-	-	30,000	20,000
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	100,000	80,000	-	-	-
権利確定(株)	-	-	50,000	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-	-
未行使残(株)	100,000	80,000	50,000	-	-

単価情報

	2011年 ストック・オ プション	2012年 ストック・オ プション	2013年 ストック・オ プション	2014年 ストック・オ プション	2015年 ストック・オ プション
権利行使価格(円)	1,575	1,375	1,570	1,585	1,525
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	560	350	550	520	335

	2016年 ストック・オ プション	2017年 ストック・オ プション	2018年 ストック・オ プション	2019年 ストック・オ プション	2020年 ストック・オ プション
権利行使価格(円)	1,225	1,515	1,516	1,041	1,215
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	235	195	140	98	143

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2020年ストック・オプション
株価変動性(注)1	25.950%/年
予想残存期間(注)2	5.5年
予想配当(注)3	37.5円
無リスク利子率(注)4	0.131%/年

(注) 1. 5.5年(2014年12月から2020年6月)の株価実績に基づき算出しています。

2. 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

3. 2019年9月中間配当及び2020年3月期末配当実績によっています。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りです。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	591百万円	556百万円
未払事業税	45	38
賞与引当金	96	94
役員退職慰労引当金	120	105
減価償却費及び減損損失	1,242	1,542
税務上の繰越欠損金(注)	3,499	4,036
その他	357	357
繰延税金資産小計	5,951	6,732
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	228	242
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	628	668
評価性引当額小計	856	911
繰延税金資産合計	5,094	5,820
(繰延税金負債)		
固定資産	4,340	5,426
退職給付信託設定益	136	132
圧縮記帳積立金等	493	475
有価証券評価差額	211	397
その他	182	183
繰延税金負債合計	5,364	6,616
繰延税金資産(は負債)の純額	269	795

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	12	36	103	70	16	3,259	3,499
評価性引当額	12	22	74	70	16	32	228
繰延税金資産	-	14	29	-	-	3,226	(2)3,270

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金3,499百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産3,270百万円を計上しています。この税務上の繰越欠損金は、主にニュージーランドの連結子会社において、固定資産に係る支出を将来加算一時差異として損金処理したことから生じたものです。当該、繰延税金資産はこの将来加算一時差異の有する範囲で計上しており、かつ、繰越欠損金の繰越期間内に将来加算一時差異の解消が見込まれ、十分な課税所得をもたらすため、回収可能と判断しています。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	29	77	27	34	69	3,797	4,036
評価性引当額	29	43	27	25	66	50	242
繰延税金資産	-	34	-	9	3	3,747	(2)3,794

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(2) 税務上の繰越欠損金4,036百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産3,794百万円を計上しています。この税務上の繰越欠損金は、主にニュージーランドの連結子会社において、固定資産に係る支出を将来加算一時差異として損金処理したことから生じたものです。当該、繰延税金資産はこの将来加算一時差異の有する範囲で計上しており、かつ、繰越欠損金の繰越期間内に将来加算一時差異の解消が見込まれ、十分な課税所得をもたらすため、回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	21.8	10.0
住民税均等割等	8.6	3.5
評価性引当額の増減額	5.1	2.7
海外子会社税制改正	54.3	-
試験研究等税額控除	2.0	0.7
海外子会社の税率差異	11.0	2.4
外国税額控除	19.0	0.1
未実現損益消去による影響	11.5	5.0
その他	1.3	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.5	38.1

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、植林を含む山林経営、床材・造作材などの木質総合建材や厨房機器などの住宅設備機器の製造及び販売を主たる事業とした「住宅建材設備事業」と間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物などの燃料を用いたバイオマス発電及び売電を主たる事業とした「発電事業」の2つを報告セグメントとしています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額(注)
売上高					
外部顧客への売上高	62,360	1,205	63,566	-	63,566
セグメント間の内部売上高又は振替高	40	0	41	41	-
計	62,401	1,206	63,608	41	63,566
セグメント利益	1,717	223	1,941	-	1,941
セグメント資産	79,623	1,065	80,688	-	80,688
セグメント負債	44,080	110	44,191	-	44,191
その他の項目					
減価償却費	2,586	58	2,644	-	2,644
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,946	80	3,027	-	3,027

(注)セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	住宅建材 設備事業	発電事業	計	調整額	連結財務諸表 計上額（注）
売上高					
外部顧客への売上高	57,808	1,267	59,076	-	59,076
セグメント間の内部売上高又は振替高	30	0	31	31	-
計	57,839	1,268	59,107	31	59,076
セグメント利益	2,077	265	2,343	-	2,343
セグメント資産	90,102	1,039	91,142	-	91,142
セグメント負債	49,890	122	50,013	-	50,013
その他の項目					
減価償却費	2,986	54	3,040	-	3,040
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,221	3	6,224	-	6,224

（注）セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	床材	造作材	その他建材	住宅設備 機器	発電事業	合計
外部顧客への売上高	8,632	31,091	18,194	4,442	1,205	63,566

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	英国	その他の地域（注）2	合計
54,068	2,903	855	5,738	63,566

（注）1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

2. その他の地域.....米国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、オーストラリア、中華人民共和国等

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他の地域（注）	合計
17,017	23,187	2,437	42,642

（注）その他の地域.....インドネシア共和国、フィリピン共和国、中華人民共和国

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
SMB建材(株)	9,555	住宅建材設備事業
住友林業(株)	8,838	住宅建材設備事業

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	床材	造作材	その他建材	住宅設備 機器	発電事業	合計
外部顧客への売上高	7,420	29,419	16,731	4,236	1,267	59,076

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	英国	その他の地域（注）2	合計
48,288	3,082	1,144	6,560	59,076

（注）1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

2. その他の地域.....米国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、マレーシア、オーストラリア等

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	ニュージーランド	その他の地域（注）	合計
16,667	28,345	5,089	50,102

（注）その他の地域.....インドネシア共和国、フィリピン共和国、中華人民共和国

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
住友林業(株)	7,927	住宅建材設備事業
SMB建材(株)	7,757	住宅建材設備事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	計	全社・消去	連結財務諸表 計上額
減損損失	65	-	65	-	65

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	住宅建材 設備事業	発電事業	計	全社・消去	連結財務諸表 計上額
減損損失	105	-	105	-	105

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社 (注)4	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	(被所有)直接1.2%	固有商品の仕入及び販売	製材品の販売	92	売掛金	9
							外壁材の仕入	695	買掛金	66
役員及びその近親者	中本祐昌	-	-	公益財団法人ウッドワン美術館評議員	(被所有)直接2.8%	-	寄付金(注)5	40	-	-

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、一般的な市場価格を参考に相互協議の上、決定しています。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっています。

2. 取引金額には消費税等は含まれていません。

3. 期末残高には消費税等を含めています。

4. 当社代表取締役中本祐昌及び近親者による、中本造林株式会社の議決権の所有割合は100%です。

5. 中本祐昌が公益財団法人ウッドワン美術館の評議員として行った取引です。また、当社の社会貢献、当該美術館の活動目的を達成するために当社所有の美術品及び建物を無償貸与し、寄付を実施しています。なお、当該美術館への寄付は取締役会の決議に基づき実施しています。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びそれらの近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社 (注)4	広島県廿日市市	45	製材業及び外壁材の製造	(被所有)直接1.2%	固有商品の仕入及び販売	製材品の販売	82	売掛金	10
							外壁材の仕入	612	買掛金	64
役員及びその近親者	中本祐昌	-	-	公益財団法人ウッドワン美術館評議員	(被所有)直接2.8%	-	寄付金(注)5	40	-	-

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、一般的な市場価格を参考に相互協議の上、決定しています。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっています。

2. 取引金額には消費税等は含まれていません。

3. 期末残高には消費税等を含めています。

4. 当社代表取締役中本祐昌及び近親者による、中本造林株式会社の議決権の所有割合は100%です。

5. 中本祐昌が公益財団法人ウッドワン美術館の評議員として行った取引です。また、当社の社会貢献、当該美術館の活動目的を達成するために当社所有の美術品及び建物を無償貸与し、寄付を実施しています。なお、当該美術館への寄付は取締役会の決議に基づき実施しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	3,821円37銭	4,295円92銭
1株当たり当期純利益	88円85銭	125円48銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	125円45銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
純資産の部の合計(百万円)	36,497	41,129
普通株式に係る純資産額(百万円)	35,656	40,081
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	157	150
非支配株主持分	682	897
普通株式の発行済株式数(株)	9,841,969	9,841,969
普通株式の自己株式数(株)	511,054	511,725
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	9,330,915	9,330,244

(2) 1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	829	1,170
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	829	1,170
普通株式の期中平均株式数(株)	9,331,325	9,330,669
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	2,373
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の潜在株式の数 508,400株	新株予約権の潜在株式の数 508,800株

(重要な後発事象)

2021年5月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対して金銭でない報酬としてストックオプションとしての新株予約権を付与することについて承認を求める議案を2021年6月25日開催の第69回定時株主総会に付議することを決議し、第69回定時株主総会において承認されました。

なお、詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しています。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ウッドワン	第17回無担保社債 (適格機関投資家限定、 分割譲渡制限特約付)	2017年 12月14日	2,000 (-)	2,000 (-)	0.50	無担保 社債	2024年 12月13日
株式会社 ウッドワン	第18回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2017年 12月14日	1,000 (-)	1,000 (-)	0.41	無担保 社債	2024年 12月13日
株式会社 ウッドワン	第19回無担保変動利付社債 (株式会社三井住友銀行保証付 および適格機関投資家限定)	2018年 11月30日	300 (-)	300 (300)	0.24% +保証料 0.325%	無担保 社債	2021年 11月30日
合計	-	-	3,300 (-)	3,300 (300)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内償還予定額です。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
300	-	-	3,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,993	2,683	1.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,152	6,023	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	190	358	4.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	20,476	23,615	1.3	2022年4月 ~2028年5月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,309	2,098	4.3	2022年4月 ~2051年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	29,121	34,779	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 上記の金融機関からの借入金の一部については、財務制限条項が付されており、その内容は、注記事項(連結貸借対照表関係)に記載のとおりです。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	7,027	4,772	8,939	2,360
リース債務	318	304	179	109

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	13,401	27,741	43,346	59,076
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	158	632	1,328	1,929
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	8	367	803	1,170
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	0.95	39.42	86.10	125.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	0.95	38.47	46.68	39.38

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,923	4,802
受取手形	197	373
売掛金	2 6,333	2 6,026
商品及び製品	3,284	3,309
仕掛品	585	623
原材料及び貯蔵品	3,063	2,900
短期貸付金	2 6	-
その他	2 356	2 291
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	16,747	18,323
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,257	3,079
構築物	119	109
機械及び装置	1,490	1,367
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	1,102	1,077
土地	9,370	9,370
リース資産	101	81
建設仮勘定	139	137
有形固定資産合計	15,582	15,223
無形固定資産		
ソフトウェア	612	595
リース資産	21	184
その他	44	42
無形固定資産合計	678	822
投資その他の資産		
投資有価証券	1,695	2,288
関係会社株式	23,379	23,379
美術品	7,951	7,831
その他	2 806	2 805
貸倒引当金	107	177
投資その他の資産合計	33,725	34,126
固定資産合計	49,986	50,172
資産合計	66,733	68,495

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,250	2,161
電子記録債務	2,559	2,724
短期借入金	2,428,800	2,425,500
1年内返済予定の長期借入金	4,1938	4,3103
1年内償還予定の社債	-	300
リース債務	70	80
未払金	2,161	2,1013
未払費用	266	278
未払法人税等	482	410
賞与引当金	286	281
役員賞与引当金	-	10
その他	571	378
流動負債合計	12,388	13,242
固定負債		
社債	3,300	3,000
長期借入金	4,15,056	4,15,288
リース債務	61	209
退職給付引当金	829	923
役員退職慰労引当金	396	344
繰延税金負債	32	190
その他	334	202
固定負債合計	20,010	20,159
負債合計	32,398	33,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金		
資本準備金	7,815	7,815
資本剰余金合計	7,815	7,815
利益剰余金		
利益準備金	836	836
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	817	817
償却資産圧縮積立金	308	266
別途積立金	15,130	15,130
繰越利益剰余金	3,636	4,029
利益剰余金合計	20,729	21,081
自己株式	2,121	2,122
株主資本合計	33,747	34,099
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	429	844
評価・換算差額等合計	429	844
新株予約権	157	150
純資産合計	34,334	35,093
負債純資産合計	66,733	68,495

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	5 53,748	5 47,939
売上原価	5 37,630	5 33,382
売上総利益	16,118	14,557
販売費及び一般管理費	1, 5 14,587	1, 5 13,001
営業利益	1,530	1,556
営業外収益		
受取利息	5 0	5 0
受取配当金	58	65
仕入割引	5 47	5 42
受取賃貸料	5 122	5 124
為替差益	1	-
その他	5 50	5 46
営業外収益合計	281	279
営業外費用		
支払利息	5 196	5 198
社債利息	15	15
売上割引	425	385
為替差損	-	0
その他	148	77
営業外費用合計	786	677
経常利益	1,025	1,158
特別利益		
固定資産売却益	2 0	2 1
投資有価証券売却益	3	0
新株予約権戻入益	8	10
特別利益合計	12	13
特別損失		
固定資産売却損	3 0	-
固定資産除却損	4 11	4 2
投資有価証券売却損	98	-
減損損失	65	105
その他	0	0
特別損失合計	176	108
税引前当期純利益	861	1,063
法人税、住民税及び事業税	535	446
法人税等調整額	14	22
法人税等合計	521	424
当期純利益	339	639

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
						土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	7,324	7,815	-	7,815	836	817	352	15,130	3,602	20,739	2,120	33,758	
当期変動額													
圧縮記帳積立金の取崩							44		44	-		-	
剰余金の配当									349	349		349	
当期純利益									339	339		339	
自己株式の取得											0	0	
自己株式の処分												-	
自己株式処分差損の振替												-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	44	-	34	10	0	10	
当期末残高	7,324	7,815	-	7,815	836	817	308	15,130	3,636	20,729	2,121	33,747	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	531	531	160	34,450
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				349
当期純利益				339
自己株式の取得				0
自己株式の処分				-
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	102	102	2	104
当期変動額合計	102	102	2	115
当期末残高	429	429	157	34,334

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							
						土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	7,324	7,815	-	7,815	836	817	308	15,130	3,636	20,729	2,121	33,747	
当期変動額													
圧縮記帳積立金の取崩							41		41	-		-	
剰余金の配当									286	286		286	
当期純利益									639	639		639	
自己株式の取得											0	0	
自己株式の処分												-	
自己株式処分差損の振替												-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	41	-	393	352	0	351	
当期末残高	7,324	7,815	-	7,815	836	817	266	15,130	4,029	21,081	2,122	34,099	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	429	429	157	34,334
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				286
当期純利益				639
自己株式の取得				0
自己株式の処分				-
自己株式処分差損の振替				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	415	415	7	407
当期変動額合計	415	415	7	759
当期末残高	844	844	150	35,093

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式は移動平均法に基づく原価法によっています。

(2) その他有価証券

時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっています。

時価のないものは移動平均法に基づく原価法によっています。

2. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法によっています。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっています。

(1) 商品・製品・仕掛品・原材料(主要材料)

移動平均法

(2) 原材料(補助材料)及び貯蔵品

最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については定額法を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) 長期前払費用

均等償却によっています。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しています。なお、当事業年度においては計上していません。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき当事業年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に一括して費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当事業年度末における要支給額を計上しています。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等は振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としています。また、金利関係は金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としています。

(3) ヘッジ方針

内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略しています。特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えています。なお、当事業年度においてデリバティブ取引はありません。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度計上額 繰延税金負債190百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1.繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一です。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度計上額 固定資産の減損損失 105百万円(美術品)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2.固定資産の減損」の内容と同一です。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」に表示していた129百万円は、「その他」として組替えています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務(保証債務)

下記会社の金融機関等からの借入債務に対する保証

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Juken New Zealand Ltd.	6,961百万円 (うち6,268百万円は、96百万ニュー ジーランドドル)	8,180百万円 (うち7,487百万円は、96百万ニュー ジーランドドル)
PT.Woodone Integra Indonesia	2,603百万円 (23百万米ドル)	2,042百万円 (18百万米ドル)

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	259百万円	131百万円
長期金銭債権	15	45
短期金銭債務	730	890

3 受取手形割引高

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
受取手形割引高	300百万円	137百万円

4 財務制限条項

前事業年度
(2020年3月31日)当事業年度
(2021年3月31日)

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2020年3月31日現在借入金残高2,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	5,000百万円
借入実行総額	2,000
借入未実行残高	3,000

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2019年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,500百万円、2020年3月31日現在借入金残高4,350百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,500百万円
借入実行総額	4,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2020年9月28日締結のシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約（契約総額5,000百万円、2021年3月31日現在借入金残高2,000百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン

契約総額	5,000百万円
借入実行総額	2,000
借入未実行残高	3,000

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2021年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を2020年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2021年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,500百万円、2021年3月31日現在借入金残高4,050百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

契約総額	4,500百万円
借入実行総額	4,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

前事業年度
(2020年3月31日)当事業年度
(2021年3月31日)

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,100百万円、2020年3月31日現在借入金残高3,800百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	4,100百万円
借入実行総額	4,100
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2020年3月31日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	1,500百万円
借入実行総額	1,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

各年度の決算期の末日において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日（2019年3月期末日）における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。

営業利益の維持

2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。

2019年9月26日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額4,100百万円、2021年3月31日現在借入金残高3,200百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	4,100百万円
借入実行総額	4,100
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

2020年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、提出会社の貸借対照表においては、純資産を各年度の決算期末日については直前の第2四半期末日の75%以上、各年度の第2四半期末日については、直前の決算期末日の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。

営業利益の維持

2020年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。

2017年10月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額1,500百万円、2021年3月31日現在借入金残高1,500百万円）において財務制限条項が付されています。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	1,500百万円
借入実行総額	1,500
借入未実行残高	-

なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。

純資産維持

各年度の決算期の末日において連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期の末日（2020年3月期末日）における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。

営業利益の維持

2017年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、2期連続して損失とならないこと。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43%、当事業年度43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57%、当事業年度57%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
運搬費	3,108百万円	2,813百万円
給料及び手当	3,246	3,028
賃借料	948	912
広告宣伝費	781	613
減価償却費	439	465
賞与引当金繰入額	190	189
退職給付費用	152	195
役員退職慰労引当金繰入額	26	22
役員賞与引当金繰入額	-	10
貸倒引当金繰入額	24	70

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
機械及び装置	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0	0
美術品	-	1
計	0	1

- 3 固定資産売却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
美術品	0百万円	- 百万円

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	2百万円	0百万円
構築物	-	0
機械及び装置	1	0
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	4	0
建設仮勘定	1	-
除却費用	2	1
計	11	2

- 5 関係会社との取引高

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれています。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	53百万円	65百万円
仕入高及び加工賃他	14,525	11,721
その他の営業外の取引高	29	37

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は23,379百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は23,379百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	518百万円	547百万円
未払事業税	44	37
賞与引当金	87	85
役員退職慰労引当金	120	105
減価償却費及び減損損失	323	345
その他	127	150
繰延税金資産小計	1,222	1,271
評価性引当額	434	484
繰延税金資産合計	787	787
(繰延税金負債)		
退職給付信託設定益	136	132
圧縮記帳積立金等	493	475
有価証券評価差額	190	370
繰延税金負債合計	820	978
繰延税金資産(は負債)の純額	32	190

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.5	0.5
住民税均等割	7.2	6.1
評価性引当額の増減額	6.2	4.6
外国子会社合算税制	34.0	-
外国法人税額控除	16.7	-
試験研究等税額控除	1.8	1.3
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.6	39.9

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

2021年5月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対して金銭でない報酬としてストックオプションとしての新株予約権を付与することについて承認を求める議案を2021年6月25日開催の第69回定時株主総会に付議することを決議し、第69回定時株主総会において承認されました。

なお、詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しています。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	3,257	38	0 -	216	3,079	14,210
	構築物	119	2	0 -	12	109	1,422
	機械及び装置	1,490	311	0 -	434	1,367	19,417
	車両運搬具	0	-	0 -	0	0	128
	工具、器具及び備品	1,102	36	7 (6)	54	1,077	1,921
	土地	9,370	-	-	-	9,370	-
	リース資産	101	48	-	68	81	168
	建設仮勘定	139	355	357	-	137	-
	計	15,582	792	365 (6)	786	15,223	37,269
無形 固定 資産	ソフトウェア	612	162	-	178	595	-
	リース資産	21	190	-	28	184	-
	その他	44	-	-	1	42	-
	計	678	352	-	208	822	-

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	112	74	4	182
賞与引当金	286	281	286	281
役員賞与引当金	-	10	-	10
役員退職慰労引当金	396	28	79	344

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第68期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第69期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月12日関東財務局長に提出

第69期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出

第69期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2020年6月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

昉和監査法人

広島事務所

代表社員 公認会計士 大 藪 俊 治
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 日 浦 祐 介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結財務諸表における有形固定資産の減損の兆候の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ウッドワンの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産は、50,102百万円であり、連結総資産の55.0%を占めている。</p> <p>ウッドワングループは、住宅建材については、連結子会社のJuken New Zealand Ltd.において原木を基材等に加工し、その一部は連結子会社であるJuken Sangyo(Phils.) Corp.での加工を経た上で、また、他の一部は直接、親会社である株式会社ウッドワンに出荷し、同社の工場での製品化を行い、国内市場に販売している。</p> <p>また、住宅設備機器については、連結子会社の株式会社ベルキッチン及び同社の子会社の上海倍楽厨業有限公司において、住宅設備機器を製造し、株式会社ウッドワンに販売している。</p> <p>以上のように、住宅建材設備事業においては、連結グループ内において各社の工場間で相互補完する事により1つの製品を完成させており、投資の意思決定や工場毎の経営成績の判定は、あくまで連結ベースの管理会計で判断されている。</p> <p>そのため、ウッドワングループは、グループ各社の個別財務諸表において用いられた資産のグルーピングの単位を、連結財務諸表において連結の見地から見直している。</p> <p>当連結会計年度において、連結ベースでの有形固定資産の減損の兆候は識別されておらず、回収可能価額の見積りを実施するような状況には至っていないが、連結の減損会計のプロセスにおいて、各社の個別財務諸表で用いられた資産のグルーピングの単位が、連結財務諸表において連結の見地から見直されることは、減損の兆候の有無の判定に大きく影響し、また減損の兆候が認められた場合においても、グループにより計上される減損損失の金額が大きく異なってくることから、資産のグルーピングの重要性は手続全体の大きな部分を占めている。</p> <p>また、減損の兆候があった場合、減損損失を認識するかどうかの判定に際して事業計画等を基にして見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、経営者による多くの仮定が含まれ不確実性を伴い、これらの仮定に関する経営者による判断が、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、連結財務諸表における有形固定資産の減損の兆候の判定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、連結財務諸表における有形固定資産の減損を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候の有無に係る判断の妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減損に係るグルーピングについて、経営者が設定したルールが会社の実態に合致したものとなっているか、また、企業や企業を取り巻く環境が変化した場合に、現状でも会社の実態に合致したものとなっているかなどを検討した。 ・継続的な営業赤字の判断の基礎となる会社の管理会計上の損益実績については、関連する資料等との突合により、その正確性を検討した。 ・市場価値の著しい下落の有無については、主要な固定資産である山林は専門家から入手した時価評価、土地については路線価や固定資産評価額を基に市場価値が著しく下落していないかを検討した。 ・経営環境の著しい悪化や用途変更等の状況の有無については、各子会社の事業計画やグループ子会社からの月次経営状況報告等の議事録の閲覧を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響が将来の事業見通しに及ぼす影響について経営者への質問等により検討した。

美術品の実在性及び評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ウッドワンの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている美術品と装飾用の什器備品（有形固定資産 その他）に含まれる美術品とを合わせて美術品の帳簿価額は8,802百万円と連結総資産の9.7%を占めており、金額の重要性が高い。また、連結財務諸表注記（連結損益計算書関係）の 5 減損損失に記載されているとおり、当連結会計年度において、105百万円の減損損失を計上している。</p> <p>株式会社ウッドワンは、メセナ活動の一環として美術品を保有しており、美術品の大半は関連の公益財団法人ウッドワン美術館で展示されている。美術品は個別性が高く、同一性の確認が困難であるため、実物の確認にあたっては慎重な検討を要する。</p> <p>また、株式会社ウッドワンは美術品については個別にグループピングし、減損テストを実施している。減損のテストは個々の美術品の帳簿価額と回収可能価額を比較し、著しい下落がある場合に減損損失を計上している。美術品は、客観的な評価指標がないため、回収可能価額は美術専門家の鑑定評価等を基礎に算定しているが、一点当たりの金額が多額であることから、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、美術品の実在性、評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、美術品の実在性及び評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 美術品の購入、売却、貸出、返却、評価など美術品管理に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 美術品の実在性 公益財団法人ウッドワン美術館に保管されている美術品については実地棚卸の立会いを実施し、それ以外の美術館等に貸出中の美術品については、貸出リストと預り証、残高確認書と突合することで、実在性を確かめた。</p> <p>(3) 美術品の評価 ・美術品の評価について、会社が鑑定評価を依頼している美術専門家の適性や能力及び客観性について検討した。また、美術専門家から期末時点の鑑定評価を監査人が直接入手した。 ・当年度に発刊された「美術年鑑」に基づいて算定できる各美術品の評価額との比較検討を行った。 ・会社の評価検討資料を入手し、鑑定評価と帳簿価額を比較して、帳簿価額が著しく下落をしている美術品に対して、会社の評価基準に従い評価減が適正に計上されているかを確認した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウッドワンの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ウッドワンが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

昉和監査法人
広島事務所

代表社員 公認会計士 大 藪 俊 治
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 日 浦 祐 介

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

美術品の実在性及び評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（美術品の実在性及び評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。